

報告第22号

京田辺市学校教育審議会からの答申について

京田辺市学校教育審議会から答申のあったことについて、別紙のとおり報告する。

令和7年11月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、新しい時代の学びを支える学習環境の整備について、京田辺市学校教育審議会から答申されたので報告するものである。

新しい時代の学びを支える学習環境の整備について

(答 申)

令和7年(2025年)11月

京田辺市学校教育審議会

目 次

はじめに

I	社会の変化と新しい時代の学び.....	2
1	社会の変化と学校教育	
	(1) ICTの進展と急激に変化し続ける社会	
	(2) 不登校や障がいのある児童生徒の増加	
	(3) 少子高齢化、国際化と地域社会	
2	京田辺市における新しい時代の学びに向けた教育課題と対応	
	(1) 京田辺市の教育課題	
	(2) 教育課題への対応	
II	学校施設の現状と課題.....	7
1	学校施設の現状	
2	意見聴取の結果	
	(1) 教員のアンケート結果	
	(2) 児童生徒のアンケート結果	
	(3) 意見聴取のまとめ	
3	学校施設の課題	
III	新しい時代の学びを支える学習環境の整備.....	18
1	国が示す新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方	
2	学習環境の整備に係る基本的な考え方	
	(1) 多様な学びができる柔軟性のある学校	
	(2) ゆとりのある学校	
	(3) 地域とともにある学校	
	(4) 安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校	

むすびに

参考	新しい時代の学びを支える学習環境の整備 イメージ例	22
----	---------------------------------	----

はじめに

京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）は、京田辺市教育委員会から令和7年(2025年)1月28日に諮問を受けた「新しい時代の学びを支える学習環境の整備について」の審議を行ってきた。

令和6年度(2024年度)は審議会を2回開催するとともに、多角的な審議を進めるための視察を行った。先進事例として京都教育大学附属桃山小学校を訪問し、ICT等を活用して個別最適な学びと協働的な学びを組み合わせた授業とそれができる学校施設について確認した。また、京田辺市立田辺中学校において既存施設や校内の様子、校内教育支援センターの取組について確認した。さらに、京田辺市教育支援センター「アイリス」の施設の状況と各学校との連携した取組について確認した。

令和7年度(2025年度)は、学校施設の課題を的確に把握することを目的に教員及び児童生徒を対象としたアンケートと教員ワークショップを実施した上で、5回の審議会を通じて、「新しい学びへの対応」「多様な背景や特性のある児童生徒への対応」「地域との連携」といった教育課題と生活・安全面に関して学校施設についての議論を進めた。

これまでの調査結果や議論を踏まえ、子どもたちがわくわくして毎日通いたくなる学校とはどのようなものかを改めて考え、課題を整理した上で、新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本的な考え方について取りまとめ、このたび審議会として答申を行うものである。

I 社会の変化と新しい時代の学び

1 社会の変化と学校教育

(1) ICTの進展と急激に変化し続ける社会

近年、知識・情報・技術を基盤とする社会の変化は極めて速くなっている。AIの登場と普及はその速度をさらに加速させ、フェイクニュースやフィルターバブルといったデジタル化の負の側面も顕在化している。こうした中で、情報を適切に収集・判断・活用する能力（情報活用能力）を高めることは必要不可欠であり、変化を前向きに受け止めて自分の人生を主体的に舵取りする力の重要性は増している。

学校教育においても、情報活用能力の向上は大変重要なものとなっている。そのため、令和元年度(2019年度)に国が打ち出したGIGAスクール構想に基づき令和2年度(2020年度)には1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が前倒しで進められた。これによりICTを活用するデジタル学習基盤が整い、情報活用能力を育てる学びは格段に進めやすくなった。しかし、効果的な活用はまだ緒に就いたばかりであると言える。

今後はデジタルの利点を生かし、児童生徒一人ひとりの個別学習を推進するとともに、多様な価値観や意見を持つ子どもたちの対話や協働を促進するなど、デジタルの力でリアルな学びを支える視点が求められる。学校というリアルな学びの場とデジタル学習基盤を最大限に組み合わせて、自分に合った学び方や考え方を形成する教育をさらに展開していく必要がある。

(2) 不登校や障がいのある児童生徒の増加

近年、大きな課題の一つに、不登校の児童生徒が急増していることが挙げられる。国の調査によると、この10年間増加し続けており、令和5年度(2023年度)には過去最多の小中学生346,482人に達した。不登校の主な理由としては、学校生活への意欲低下が約3割、不安や抑うつが約2割、生活リズムの乱れが約2割である。

国は令和5年(2023年)3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を発表した。不登校により学びにアクセスできない子どもをゼロにする方針として、全ての児童生徒に学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、小さなSOSを見逃さず「チーム学校」で支援すること、学校の風土の見える化を通して学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることを掲げている。具体策としては、校内教育支援センターの設置促進、ICTを活用した心身の不調の早期発見、スクー

ルカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等がある。

また、障がいのある児童生徒も増加が続いており、令和5年度(2023年度)は特別支援学級の児童生徒が372,795人、通級による指導を受けている児童生徒が198,343人と、いずれも過去最多であった。学校教育では、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す取組を進めるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶ仕組みの整備が求められている。国は、日常的な交流や共同学習の推進、合理的配慮の提供といった基礎的環境整備として、校内のバリアフリー化や障がいや特性に応じた教育機器・設備の整備を挙げている。

だれもが多様な他者の価値を尊重し、一人ひとりがその興味・関心に応じて自分の良さを伸ばせる学びが必要である。

(3) 少子高齢化、国際化と地域社会

少子高齢化が急速に進んでおり、令和6年度(2024年度)の総人口に占める15歳未満の割合は約11.2%、65歳以上は約29.3%である。今後もこの傾向は一層進むと見込まれている。加えて都市化と過疎化が同時に進行し、家族形態の変化や個人のライフスタイルの多様化を背景に、地域社会の活力や支え合いは希薄化している。また、交通手段の発達と低廉化により国際移動は年々拡大し、ICTの進展も相まって国際交流は盛んになった。世界の国々や地域が強く結びつき、互いに影響を及ぼす中で、日本の地域社会も多様化を受けて変化してきている。

学校は、これまで地元の地域社会と相互に関わり合い、地域コミュニティの核としての役割を果たしてきた歴史がある。しかし、先に述べた変化により「地域の学校」や「地域で育てる子ども」という考え方は次第に薄れてきている。急速に変化する社会にあって、子ども同士の関わりだけでなく、地域の多様な人々との関わりや多様な経験を重ねることが、子どもの成長にとっては大変重要である。教育は学校だけで完結するものではなく、家庭や地域との連携による学びの機会や交流の場がなければ、子どもの成長の可能性は狭まってしまう。

また、「人生100年時代」と言われるように、生涯学習の期間は延びている。地域で活動する人々にとって、学校が学びの拠点の一つとなるような関わり方が求められており、学校と地域が相互に求め合う関係を築く視点が重要である。

今後も多様な主体と関わり、豊かな人間形成を促進するには、地域との連携が不可欠である。

2 京田辺市における新しい時代の学びに向けた教育課題と対応

(1) 京田辺市の教育課題

社会の変化に伴い、学校教育にも変革が求められ、学びのスタイルには多様性が一層求められるようになってきている。新しい時代の学びに向けて、京田辺市が抱える教育課題は大きく次の3点である。

- ①新しい学びへの対応
- ②多様な背景や特性のある児童生徒への対応
- ③地域との連携

①新しい学びへの対応

令和2年度(2020年度)に1人1台端末と大規模通信ネットワークが整備されたことで、デジタル学習基盤は一定整い、授業への活用も進んでいる。

しかし、多様な価値観や意見を持つ児童生徒が話し合いを通して、知識の概念的理解や思考を深めるような、協働的な学びでの活用はまだ緒に就いたばかりである。国が掲げる「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」※に向けて、今後さらに取組を進める必要がある。

また、情報モラルの育成はこれからも推進する必要がある、AI等については適切な利活用の実現が求められている。ICTの進展に合わせて継続的に内容を更新し、高めていくことが重要である。

※「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」とは

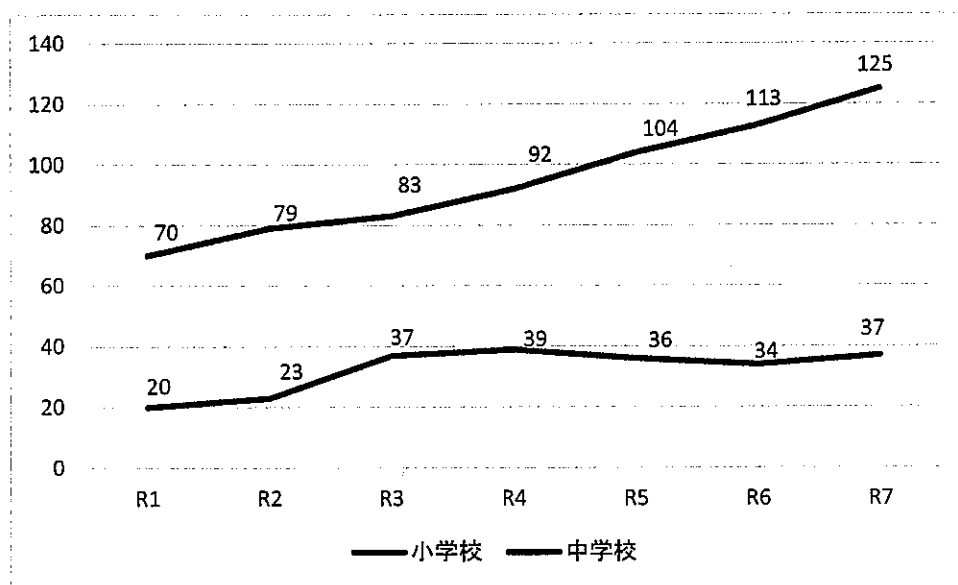
令和3年(2021年)1月に中央教育審議会が答申した「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において目指すべき新しい時代の学校教育の姿として示された考えである。児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるようにするとともに、探求的な学習や体験活動などを通じて子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、様々な社会的な変化を乗り越え、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、持続可能な社会の創り手となることができるよう必要な資質・能力を育成するものとされる。

②多様な背景や特性のある児童生徒への対応

不登校児童生徒は、全体として増加傾向にあるため、一人ひとりの状況に応じた支援を行う目的で、各学校に公認心理師を派遣し、スクールカウンセラーを配置している。令和5年度(2023年度)には、児童生徒の居場所であり教育相談機能を強化した「京田辺市教育支援センター「アイリス」」を開設した。また、自分のクラスに入りづらい児童生徒が、学校内の落ち着いた空間で自分のペースで学習や生活ができる「校内教育支援センター」を、京都府教育委員会の事業指定を受けて2校に設置している。今後も、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、支援をさらに充実させる必要がある。

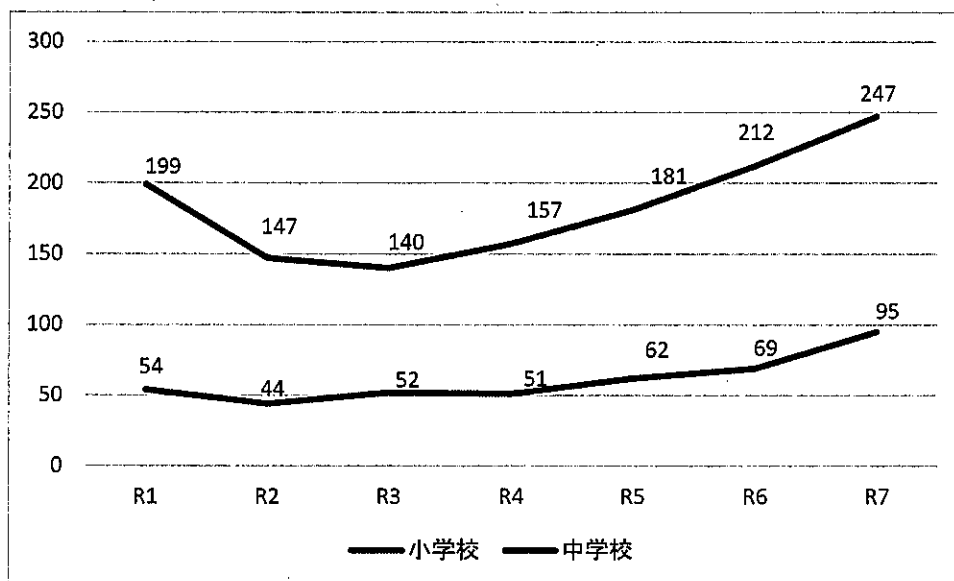
また、障がいのある児童生徒も増加している。全ての小中学校に特別支援学級が設置され、通級指導教室も整備されている。個別の支援が必要な児童生徒には個別指導が行われており、今後も引き続き合理的配慮の提供が求められる。

○特別支援学級の児童生徒数の推移 (人)



○通級による指導を受けている児童生徒数の推移

(人)



③地域との連携

学校は地域コミュニティの核としての役割を果たし、尊重されてきた歴史があり、現在も学校と地域は相互に関わり合い、保護者をはじめ地域の方々の支えを受けて運営されている。

今後も地域社会との交流を一層促進し、多様な学びや交流できる機会を地域とともに創出する学校づくりを進める必要がある。

(2) 教育課題への対応

京田辺市では、社会の変化を捉えて令和5年(2023年)7月に見直した「京田辺市教育大綱」において、市として目指すべき教育の姿を示している。これに基づき、国や府の動向を踏まえて令和6年(2024年)3月に具体的施策を取りまとめた「京田辺市教育振興基本計画」により、各種の取組が実施されている。

しかし、これらの多くは教育内容に関するソフト面の取組であり、教育課題に十分対応するためには、小中学校の学校環境の整備についても、その現状と課題を明確にし、整備に係る基本的な考え方を示す必要がある。

II 学校施設の現状と課題

1 学校施設の現状

京田辺市では、昭和40年代～50年代の人口急増期に多くの学校施設が整備され、現在の市立9小学校・3中学校の体制が成立した。これらの施設の多くは築後40年を超えており、耐震補強等も行われているものの老朽化が進んでいるため、長寿命化改修工事などの計画的な改修が必要である。

また、令和2年度(2020年度)に1人1台端末や大規模通信ネットワークが整備されるなど、新しい学びに向けた環境は一定整いつつあるが、自分に合った学び方や考え方を形成するための多様な学び方を行うためには、さらに学習環境の充実を図る必要がある。

【普通教室】

①教室配置・面積

戦後の児童生徒の急増期に量的確保の観点から、昭和25年(1950年)に示された鉄筋コンクリート造の標準設計(以下「標準設計」という。)を踏まえ、廊下に面して普通教室や特別教室を隙間なく配置した画一的な学校施設が数多く整備された。

京田辺市においても、整備された市立小中学校の全てが画一的な教室配置となっている。また、普通教室の面積も標準設計でモデルプランとされた63㎡(幅7メートル×長さ9メートル)と概ね同規模の64㎡～68㎡となっている。

なお、現在は、児童生徒の荷物収納ロッカーや掃除用具入れだけでなく、GIGAスクール構想によるタブレット保管庫と大型提示装置が導入されており、空間的余裕がない状況が多くの教室で発生している。

②教室用机

小学校で使用されている教室用机は旧JIS規格(幅600mm×奥行400mm)であり、中学校で使用されている教室用机は新JIS規格(幅650mm×奥行450mm)である。タブレット端末や教科書、ノートなどを一度に机の上で広げることが難しいという課題がある。

③ICT環境

1人1台端末を配備するとともに大規模通信ネットワークを一体的に整備し、デジタル学習基盤を整えた。また、クラウド環境を有効に活用できるよう、授業支援のアプリを導入し、児童生徒と教員がタブレット端末で

図表や写真、動画を共有しながら授業を進める事ができるようになり、プリントの電子化やスタディ・ログの活用等を行えるようにしている。ほかにも学習用のAI学習ドリルを試行導入し、自習を行いやすくしている。

④黒板

ほとんどの学校で、従来の黒板とチョークを使用している。なお、その粉末がタブレット端末等の故障の原因になるという指摘がある。令和5年度(2023年度)からの長寿命化工事にあわせて試行的にホワイトボードに交換した田辺小学校では、見やすく使いやすいとの意見があり、タブレット端末使用時に映像を写し出すなどICTを一層活用した学びも可能となっている。

⑤照明

平成28年(2016年)に締結された「水銀に関する水俣条約」によって令和9年(2027年)末までに蛍光灯の製造が禁止される。京田辺市では、長寿命化工事にあわせて、あるいは照明器具に不具合が生じた場合に、LED照明への交換を行っているが、大半の教室が蛍光灯のままである。

⑥空調設備

京田辺市では、平成24年(2012年)から平成26年(2014年)にかけて全ての普通教室と特別教室に空調設備を設置した(増築工事中であった三山木小学校は平成28年(2016年)に設置完了)。設置から10年以上が経過しており、更新時期が近づいてきている。

【特別教室等の諸室】

①教科別特別教室

普通教室以外に音楽室や理科室などの教科に供する特別教室がある。小学校では、全校で理科室、音楽室、家庭科室が整備されているが、教室不足により2校で図画工作室が確保できていない状況である。中学校では、全校で理科室、音楽室、家庭科室、美術室、技術室、コンピュータ室、進路資料・指導室が整備されている。

②図書室

全ての小学校、中学校で設置されている。学校司書が配置されて、図書の配架は大きく改善されている。

【屋内運動場等（体育館等）】

全ての小学校、中学校に整備されている。なお、令和7年度(2025年度)中に全ての屋内運動場等に空調設備が設置される予定である。

【その他設備】

①トイレ

家庭では洋式トイレが一般的になっているが、小中学校のトイレは、洋式化率が76.1%となっている。

②バリアフリー設備

令和2年(2020年)の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の一部改正により、小中学校施設についても建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務が課せられ、整備が進んだ。小中学校施設のバリアフリー化の状況は、スロープ等による段差解消が100%となっているほか、バリアフリートイレ及びエレベーターの設置率はともに83.3%（いずれも校舎）となっている。

③教育支援センター、校内教育支援センター

京田辺市教育支援センター「アイリス」は、不登校の未然防止、不登校児童生徒及びその保護者や特別な支援を必要とする児童生徒等及びその保護者へ支援するために令和5年(2023年)8月にJR京田辺駅付近のCIKビル(商工会館)内に開設された。教育相談は年々増加しており、発達検査機能についても充実させている。

また、校内教育支援センターは、京都府の研究指定(令和5年度～令和7年度)を受けて人員を配置し、田辺中学校と三山木小学校で試行設置されており、不登校児童生徒や教室にすぐには入りづらい児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒等の支援の場となっている。設置校では、不登校児童生徒数が減少し、成果が上がっている。

④プール

全ての小学校にプール施設が整備されている。水泳授業については、これまで敷地内のプール施設で実施されていたが、屋外施設のため天候や気温に左右され授業時間数の確保が困難となり、清掃や維持管理が教職員の負担となっていたことから、令和6年度(2024年度)より民間の屋内プール施設を活用して水泳授業を実施する形に変更された。今後、廃止する施設となっている。

2 意見聴取の結果

京田辺市の学校施設の課題をよりの的確に把握することを目的に、日常的に学校施設を使用している教員及び児童生徒にアンケートと意見聴取を行った。

(1) 教員のアンケート結果

現場の教員が、新しい時代の学びをどのように捉え、実践しているか、また、推進するための学校施設についてどのように考えているかを把握するため、4項目のアンケートを実施した。主な結果は以下のとおりである。

- ①新しい時代の学びを支える学習環境の整備
- ②多様な背景や特性のある児童生徒への対応
- ③地域との連携
- ④生活・安全面

①新しい時代の学びを支える学習環境の整備

○質問 これからの公立学校の学習において特に重点を置くべきこと

小中学校の半数近くの教員が、「学力の向上」と「コミュニケーション能力の向上」を重要と挙げた。併せて「特別支援教育の充実」や「不登校対策」も上位に挙がっている。また、小学校では「少人数教育の実施」を重視する傾向が、中学校では「キャリア教育」を重視する傾向が見られた。

○質問 新しい時代の学びを支える学習環境の実現に必要なこと

小中学校の多くの教員が、「教育内容を時代に合わせて充実させること」、「教員の積極的な研修の実施」、「教員や支援員の増員」、そして「事務の見直しによる教員の負担軽減」を挙げた。また、家庭での教育力向上を求める意見もあり、全体としてはソフト面の対策が大半を占めた。ハード面では、学校施設や設備の老朽化が指摘されており、早期の更新が必要だという意見があった。

○質問 協働的な学びを組みこんだ授業で重視して取り組むもの

小中学校ともに、「他者と共に問題の発見や解決に挑む等の学習活動の設定」が最も重視されている傾向が見られた。次に多く見られたのは、小学校では「児童一人ひとりの意見や考え等をグループや全体で共有し、比較する学習活動の設定」、中学校では「多様な意見を共有しつつ合意形成を図る学習活動の設定」であった。

○質問 柔軟で創造的な学習空間の実現に向けた設備

可動式の間仕切りがある普通教室やホワイトボード、タブレットや教科書を置ける広めの天板を持つ机、さらに対話や授業に活用できる机・椅子が整備された図書室については、肯定的な意見が多くあった。

○質問 特別教室等について、各諸室で教育活動を行う上での課題

体育館については、段差が多いこと、備え付けトイレが汚いこと、体育備品の収納スペースが不足していること、そして大型モニター等のICT機器を設置してほしいという意見があった。また、学年単位での授業ができる場所は体育館しかなく、ほかにも学年全員が入れる大教室や多目的室が必要だという意見もあった。

1人1台端末の導入に伴い、小学校では視聴覚室がほとんど使われなくなり、中学校ではコンピュータ教室が情報の授業時のみ利用されるようになった。これらのスペースをアクティブラーニングルームやメディアルームに転換してはどうか、という提案があった。

保健室については、体調不良で休んでいる児童生徒がいる場で悩み相談を受けるのは難しい、という意見があった。

小中学校ともに、職員室が手狭で古いという意見が多く、電子掲示板等のICT機器の導入が十分ではないことや、小規模な会議ができる部屋がないことへの意見があった。

また、ICT機器や最新器具の導入よりも先に、学習の基本である机を天板の広いものにしたり椅子をきれいで使いやすいものにしてほしい、という意見があった。

②多様な背景や特性のある児童生徒への対応

○質問 落ち着くための設備のアイデア

教室近くや廊下の隅に、落ち着いて過ごせるクールダウンスペースや読書コーナーを設けてほしいという意見があった。床は畳等の柔らかい素材を用い、パーテーションで仕切った居心地のよい空間にバランスボールの椅子を置いてはどうかといった意見もあった。

また、保健室とは別に、相談室を設けてほしいことや、異学年が自然に交流できる多目的室など、スペースの確保を求める意見もあった。

③地域との連携

○質問 学校の教育力向上に向けて地域との協力関係で将来置くべき重点

小中学校ともに、「ゲストティーチャーの導入・活用」を重視する意見が多く出された。地域との連携を進める上で必要な施設・設備について尋ねたところ、学年単位で利用でき、ゲストティーチャーの授業にも対応できる多目的室や、ゲストティーチャーやボランティアの待機スペースといった意見があった。

④生活・安全面

○質問 学校の普通教室や設備について困っていること

教科書等を学校に置いておく時代になったことから、児童生徒の収納スペースが不足している。また、ロッカーが狭い、教室自体が手狭だといった意見が寄せられた。加えて、机や椅子も児童生徒の体格に合わせて調整ができないため、不便を感じているという意見があった。

設備面では、トイレが古く、洋式便器が少ないところがあること、照明が暗く、臭気があるなど、家庭のトイレとかけ離れた環境に対する不満が非常に多く挙げられた。また、手洗い場も教室数に比べて不足しており、利便性の向上に向けた増設等の意見があった。廊下の電気が少ないところもあり、天候が良くない日は暗いと感じることがあるという意見もあった。

(2) 児童生徒のアンケート結果

学校は、児童生徒が日中の多くを過ごす場であり、快適な生活空間として整備することが必要である。そこで、学校の良いところや改善すべき点についてアンケートを実施した。主な結果は以下のとおりである。

生活・安全面（教室、図書室、特別教室、その他施設、プール）

○質問 普通教室の良さ・悪さについて

「悪い・やや悪い」を選択した項目の上位に、床のきれいさがあり、小中学生の約3割が選択した。また、荷物を置く場所の広さも上位にあり、中学生の約半数、小学生の2割弱が選択した。そして、小学生は机、椅子の使いやすさを、中学生は暑さ・寒さ等の過ごしやすさを挙げていた。

その主な理由として、小学生では、教室が古く、汚れていて、床を掃除してもきれいにならないこと、荷物を置く場所が足りず、教室内を歩きにくいこと、机や椅子のガタつきや落書き、穴、動かすときのきしみなどが挙げられた。中学生では、教室が狭くて物を置く場所がないため歩きにくいこと、床が汚れていること、扇風機が古く、エアコンがすぐに効かないことなどが挙げられた。

○質問 学校全体の設備の良さ・悪さについて

トイレの使いやすさ・きれいさについて、「悪い」との指摘が非常に多く寄せられた。また、水回り関係でも、手洗い場の数が少なく、使い勝手が悪いといった不満が多く見られた。

○質問 あったらよいものについて

小学生では、第一にみんなで遊べる、雨天でも利用できる室内の遊び場や運動ができるスペースを求める意見が多かった。次に、リラックスできる休憩室や、落ち着いて座ったり横になったりできるスペース、遊具を希望する意見があった。

中学生では、第一に自習室や読書室を望む意見が多かった。次に、室内で体を動かせるミニ体育館やトレーニングルーム、また静かに休めるスペースが欲しいという意見があった。

(3) 意見聴取のまとめ

教員と児童生徒からのアンケート結果を踏まえ、京田辺市立小中学校における新しい時代の学びや授業づくりを推進するために必要な学校施設・設備に関する意見を、重点的に整理する目的で教員ワークショップを開催した。主な結果は以下のとおりである。

- ①新しい時代の学びを支える学習環境の整備
- ②多様な背景や特性のある児童生徒への対応
- ③その他

①新しい時代の学びを支える学習環境の整備

○新しい学びの実践と今後

各学校では、学級活動や総合的な学習の時間を活用し、新しい時代の学びを実践しており、対話や深い学びを重視している。なお、小学校では、当初に教員が課題を提示してそれにどう取り組むかを学ぶ形式が多く行われているが、小学4年生にもなると児童同士で話し合いながら学習を進めるなど、いくつかの方法を取り入れるようになる。話し合いは4～5人のグループ単位で行われており、タブレットの導入により情報共有が容易になった一方で、ノートなどの紙媒体も併用して授業を進めている。

インターネットを介して他校と連携する授業の事例もあり、今後さらに広がると考えられる。また、同じ学年を複数の教室にしながらICTを活用して合同で授業する考えも示唆された。

新たな時代の学びの推進には、施設整備に加えて人的な面を充実させることが大きく、教職員研修の実施を望む声が多く寄せられた。併せて、専科教員を配置するための仕組みを整えてほしいという意見があった。

○教室空間

協働的な学び等を行うには、今よりも広い教室空間が必要である。しかし、教室全体の改築は、空間確保や財源面から困難が想定される。そこで、

学校側の工夫で対応できるよう、協働学習に適した設備を備えた多目的室を校内に整備し、まずは活用できる体制を整えることが必要である。

また、既存の普通教室の実空間を有効に使うため、ロッカーなどの大型備品は教室外に移設するなど、配置の見直しを検討する必要がある。

○ホワイトボード

普通教室へのホワイトボード導入について、導入した学校からは非常に肯定的な意見が寄せられており、検討する必要がある。また、多目的室に各班が使用できるホワイトボードやモニターを設置すれば、班内での情報共有が一層容易になるとの意見もあった。

○コマ付きで天板が大きい机

机の上には、タブレット、教科書、ノート、筆箱等を同時に置くスペースがなく、天板が広い机が求められる。しかし、児童生徒数とのバランスや教室の広さには制約があるため、単に大きな机を導入するだけでは対応できないという問題がある。そのため、必要に応じて天板を拡張できる機能持つ机や、話し合いに活用しやすいコマ付きの机を導入する、といった対応が望ましい。

○図書室

学年全体での調べ学習や班活動の際に、対話や情報交換ができるスペースを確保した図書室（ラーニング・コモンズ）の整備が必要である。それに伴い、ICT機器の整備・導入も求められる。また、司書との連携を一層強化することが望ましい。

②多様な背景や特性のある児童生徒への対応

○保健室

主に体調不良の子どもに対応しているが、悩みを聞いてほしいと頼ってくる子どもの対応も行っており、これらが重なると対応が困難になる。保健室とは別に、悩み相談に対応できる別室（相談室）を設置する必要がある。

○心を落ち着かせるための部屋

教室に入れず、心を落ち着ける必要がある子どもが増加しているため、落ち着ける小部屋の設置が求められる。

○校内教育支援センター

校内教育支援センターは不登校児童生徒の減少という確かな成果を挙げており、部屋を整備し、対応できる人員を配置した上で、他校にも展開

する必要がある。ただし、設置場所や動線には十分に配慮することが重要である。

③その他

○児童生徒の収納スペース

現在の教室備え付けロッカーは収納量が不足しているため、ロッカーを拡張するか、別に専用のロッカールームを設置する必要がある。なお、別に設置する場合は、設置場所の確保と防犯対策が課題となる。

○特別教室

特別教室は、学習に使用する備品や設備が多くあり、普通教室で代替することは困難である。今後も、専用教室として、小学校では、理科室、音楽室、家庭科室、図画工作室を、中学校では、理科室、音楽室、家庭科室、美術室、技術室、進路資料・指導室を配置し、維持する必要がある。一方、視聴覚室やコンピュータ教室は見直しする余地があり、多目的室として再編し活用することが望ましい。

○学年全体が入る空間

新たな学びを推進する上でも、地域と連携して外部講師による授業を行う上でも、学年単位で利用できる学習空間が必要である。

○体育館

児童生徒の動きを正確に把握し、授業で効果的に活用するためには、スクリーンやモニターなどのICT機器が必要である。これらは視覚的な情報提示や動作の記録・再生を通じて、学習の振り返りや指導の改善に役立つものである。

○更衣室

昨今、プライバシー確保の意識は高まってきており、更衣室の設置は必要である。

○職員室

ICT機器を導入し、教員間での情報共有が容易になることはもちろん、多様な勤務形態の教員がいても一人一台の執務スペースを確保できる職員室が必要である。

○会議室

オンライン会議等を円滑に行える設備の整った会議室が必要である。

3 学校施設の課題

学校施設の現状と教員や児童生徒からの意見聴取の結果を踏まえると、新しい時代の学びを推進する上で、学校施設には次の課題があると考えられる。

①新しい学びへの対応

- ・普通教室はデジタル機器や設備が増えたことで狭くなっている実情がある。
- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、児童生徒が話し合いを容易に行え、多様な学び方に対応できる柔軟で多目的な空間が必要である。また、デジタル学習基盤を最大限に活用できる学習環境が必要である。
- ・AIやICTの進展は急速であり、整備したデジタル学習基盤も計画的に更新しなければ、瞬く間に時代遅れになってしまう。導入後の維持・更新の仕組みを前提にした整備が必要である。

②多様な背景や特性のある児童生徒への対応

- ・教室の内外に、静かに落ち着いて過ごせるスペースがほとんどなく、親しみやすい空間、居心地の良い空間の整備が必要である。また、屋外も、ゆっくりできるスペースがほとんどなく、校内の自然を活用し、憩いの場が必要である。
- ・不登校には至らないものの、教室に入りにくさを感じる児童生徒や欠席がちな児童生徒に対しては、これまで以上に支援が必要であり、多様な学び方の提供が求められる。
- ・保健室は、本来は体調不良の児童生徒のケアを行う部屋であるにも関わらず、悩み相談があった場合、保健室以外に対応できるスペースが十分に確保されていないため、スタッフの配置と併せて、悩み相談に対応ができるスペースの確保が必要である。

③地域との連携

- ・地域の多様な人材の協力を得て、多様な価値観に触れ、視野を広げたり、社会の創り手としての発想につなげる学習機会を設ける必要がある。しかし、それらの学習を行うための児童生徒を学年単位で収容でき授業できる空間が十分でない。
- ・交流を拡大すると不特定多数の参加を招くため、安全確保などセキュリティ面の対策を検討する必要がある。
- ・学校内の空間や施設には限りがある。

- ・保護者以外の地域住民や関係者が気軽に学校の活動を見学・参画できる場が少ない。
- ・学校は、災害時の避難所に指定されており、長期間、体育館が避難所となると学習活動に支障が生じる。児童生徒が学習を継続できるよう検討が必要である。

④生活・安全面

- ・学校は児童生徒が日中の多くの時間を過ごす生活の場であり、健康と安全の確保は今後も継続して求められる。
- ・多くの学校は40年以上を経過して、古くなっており、また設備は故障してから入れ替えを行う等の対応がみられる。予防的な観点に立った計画的な更新が十分に行われていない。特に、空調や照明といった学校運営に不可欠な設備については、切れ目のない計画的・継続的な更新が望ましい。
- ・トイレは洋式化を進めているものの、「暗い・汚い・臭い」との認識が根強く、児童生徒や教職員から不満の声が多く寄せられている。水回り設備も古く、きれいで使いやすい環境に整備していく必要がある。
- ・更衣室がほとんど整備されておらず、現状では空き教室などで対応していることは大きな課題である。
- ・バリアフリー化を進めてきた一方で、段差の残る学校施設もあり、さらなる改善が必要である。
- ・児童生徒の安全を高めるための設備整備は極めて重要であり、社会全体の意識の高まりにも留意しつつ、計画的に対応することが望ましい。特に防犯カメラを校内に導入する学校は増加してきており、京田辺市も児童生徒のプライバシーに最大限配慮した上で、検討が必要である。
- ・教職員が研修や会議等に使える会議室が不足しており、設備・スペースの確保が課題である。

Ⅲ 新しい時代の学びを支える学習環境の整備

1 国が示す新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

国が示す学校施設の在り方については、文部科学省に設置された「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」で議論され、令和4年(2022年)3月の最終報告「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について～「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する～」にまとめられている。

報告書では、社会情勢は劇的に変化しており、AI等の先端技術が高度化し、あらゆる産業、社会生活に取り入れられ、これまでとは「非連続」といえるほどに変わる状況である。また、少子化の進行により、教育的機能の維持が困難となっている地域・学校も生じてきている。このような中で、学校教育は、学習指導要領の着実な実施と持続的で魅力ある学校教育の実現が必要であると指摘している。そして、全ての子どもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新たな学校施設の在り方が必要であるとしている。そのためのキーコンセプトが“Schools for the Future”であり、次の方向性が示されている。

“Schools for the Future” 「未来思考」の視点

- ①学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- ②教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点(柔軟性)をもつ。
- ③紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し、多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点(可変性)をもつ。
- ④どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する。

京田辺市の学校施設について、新たな時代の学びを支える学習環境の整備を検討する上で重要な視点を提供してくれており、審議会における議論においても活用した。

2 学習環境の整備に係る基本的な考え方

京田辺市の学校施設における教育課題への対応と、児童生徒の生活・安全面の充実を図り、新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本的な考え方を、次の4つの柱でまとめた。

- ・多様な学びができる柔軟性のある学校
- ・ゆとりのある学校
- ・地域とともにある学校
- ・安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校

(1) 多様な学びができる柔軟性のある学校

ICTを活用した学習やリアルな体験を通して学ぶ学習、休憩すること等も含めて多様な学びのスタイルの中から、児童生徒が自分に合った学び方を選ぶよう、柔軟に対応できる設備を備えた学校。

【対応】

タブレット端末が1人1台整備されたことで場所を問わず学習できる環境が整いつつある。一方で、知識の概念的理解や思考力、判断力、表現力等を育むには、他者との対話を通じた学びが有効であるため、ICTを活用しつつ、対話が生まれやすい学習環境の整備を行うこと。また、多様な学び方に対応できるよう、学校側で工夫できるオープンスペースやラーニング・コモンズ等の整備を行うこと。加えて、普通教室の学習空間についても、柔軟性を高めるためのレイアウトや設備の見直しを行い、将来的には現在よりも動きやすい広い空間となるための整備を行うこと。

なお、特別教室については、実験や体験が伴うことから、今後も準備室を含めて維持することとし、設備についても定期的な更新を行うようにすること。

(2) ゆとりのある学校

子どもも教員も地域の人も「行きたくなる」ような、わくわく感やゆったりとした余裕のある空間、自然に触れ合いながら交流できる場、リラックスできる工夫が施された居心地の良い学校。

【対応】

特定の者に限らず誰もが居心地よく過ごせる場や、心が落ち着きほっとできる空間を学校施設に複数箇所で開催を行うこと。さらに、友達と安心して

過ごせる場や、自分のペースで学べる個別の学習スペースについても検討を行うこと。

また、教員用の会議室は職員室と別に設置できるよう検討すること。

(3) 地域とともにある学校

地域と連携し、学びや関係性を深める拠点としての役割を果たす学校。

【対応】

地域とともにある学校施設として、教員以外の人材の活用を行いやすいよう地域の方の活動場所の整備を行うこと。さらに、学校外での学習機会を広げ、民間施設や地域施設を活用した学習ができるよう体制づくりの検討を行うこと。

また、学校は指定避難所となっている施設であり、災害時における児童生徒の学びを継続できるよう校内施設の運用の工夫等の検討を行うこと。

(4) 安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校

安全が確保され、生活環境が充実した、計画的な設備更新と維持管理が行われる学校。

【対応】

児童生徒の安全確保と生活環境の向上に向けて、教室の空調設備の更新、照明のLED化、バリアフリー化の推進、トイレ環境の向上、防犯設備の充実に向けた整備を行うこと。

学校の美化や維持・向上に児童生徒が関わる仕組みも検討すること。さらに、管理面では民間の活力を活用し、効率的な運営・維持管理を進めること。

むすびに

本答申は、新しい時代の学びに向けて良好な学習環境の整備に必要な考え方を、今後20年を見据えて提言するものである。

社会の変化はめまぐるしく、多様なニーズが求められるため、こうした社会で活躍する人材を育成するには、可能な限り早期に環境整備を行っていく必要がある。また、AIやICTの進展にも常に留意することとし、必要な設備等があれば、随時、導入・更新していく姿勢が求められる。

しかしながら、財源等の制約もある中で、学習環境の整備を着実に進めていくには、学校施設の長寿命化とも合わせて計画的に進めていくことが必要である。

審議を通じて、改めて認識したのは、学校教育の本質は、やはり、教員と児童生徒の関係が最重要であり、教員の授業内容がその多くを占める。京田辺市において新たな学びを推進するには、学習環境の整備だけでなく、教職員への研修等についても充実させていくことが必要である。また、多様な背景や特性のある児童生徒に対応するには、学びの場の整備とともに寄り添う人の配置が欠かせない。そして、学校をより良きものとしていくには、その主役である児童生徒たちの関わりを深めることが必要であり、学校を担う当事者の一員として意見を聴きながら、各種の取組を進めていくことが必要である。さらに、学校教育だけでなく、地域や社会教育分野との連携を深めることが、各取組の効果を高める上で大変重要である。これまで学校教育を支えてくれている保護者や地域の関係者・関係組織とは、今後も一層連携して取組を進めることが望まれる。

最後に、審議にご協力いただいた関係者の皆様には厚く御礼を申し上げますとともに、教育委員会には、本答申を十分に検討してもらい、計画を策定の上、「一人一人が輝く京田辺っ子の育成」に向けた環境整備に取り組まれることを期待する。

新しい時代の学びを支える学習環境の整備 イメージ例

○多様な学びができる柔軟性のある学校

- ・児童生徒同士の対話を行いやすいよう通路等のスペースが十分にある普通教室となるようロッカー等を教室外へ再配置
- ・ICT機器の活用と協働学習に対応した必要に応じて拡張できないしは広い机と機能面に配慮された椅子
- ・多目的な活動に使えるオープンスペース。なお、学びの規模に応じて、場内を仕切ることができ、2～3学級が入れる空間であることが望ましい。プール跡地を含めて学校全体を学びの場として検討すること。
- ・コンピュータ教室と連携し、話し合いを行いやすい机や椅子が整備された図書室（ラーニング・コモンズ）
- ・教員だけでなく班活動でも活用できるホワイトボード
- ・最新の電子機器やプログラミング等ができる高性能なパソコン
- ・タブレットを活用できるよう体育館に大型モニター
- ・自習ができる空間
- ・インターネットを活用して遠隔交流できる部屋

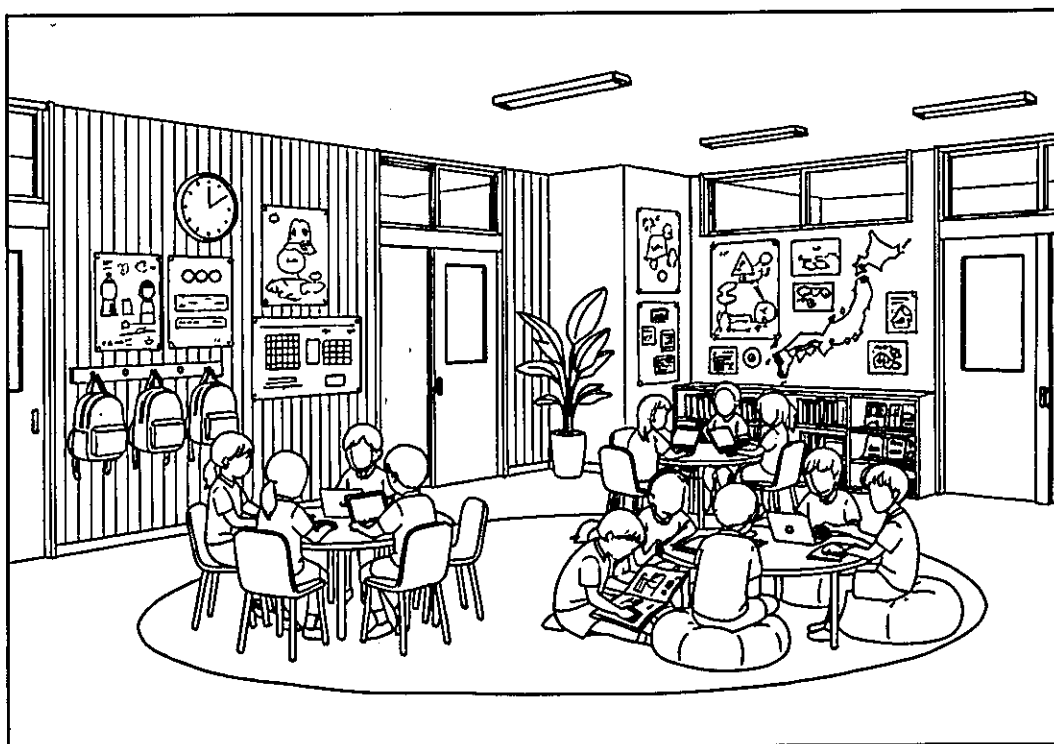
(イメージ図)



○ゆとりのある学校

- ・話し合いができ、自習もでき、ゆったりできる図書室（ラーニング・コモンズ）（再掲）
- ・利用許可の不要な休憩場所であり、自由に過ごせるスペース（学習やそれ以外にも使える場所）
- ・広いスペース
- ・教室内に落ち着ける畳の空間や教室付近にデンやアルコーブといったくぼみ
- ・各所にベンチや身体を動かせる遊具・器具
- ・悩みを相談できるプライバシーが守られる部屋（医療的ケアも行える小部屋）
- ・学校内のもう一つの居場所となる校内教育支援センター（学校の教室らしさがない雰囲気、備品整備や人の配置も含めて）
- ・グラウンドに人工芝
- ・オンライン会議もできる会議室

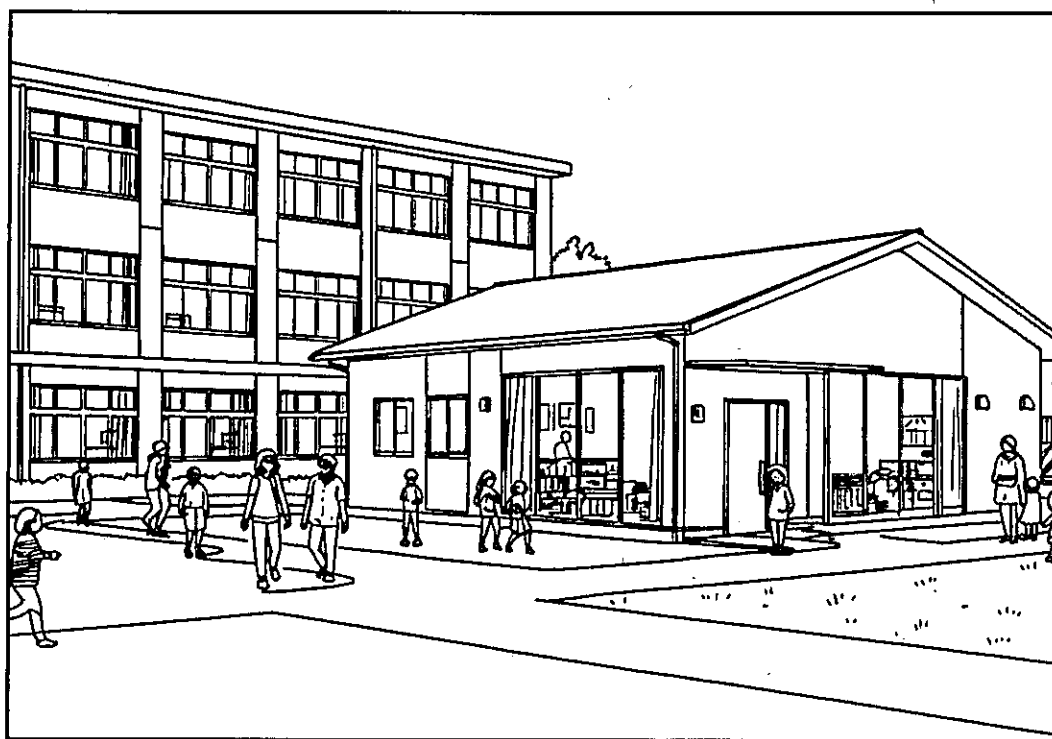
（イメージ図）



○地域とともにある学校

- ・地域の方が講師となって講演・活動できる多目的な活動に使えるオープンスペース（再掲）
- ・地域の方やボランティアの方が集える休憩室やコミュニティセンターのような施設で児童生徒も交流できる場
- ・サテライト校外学習施設
- ・気楽に作品などを鑑賞できる空間（壁面ディスプレイ）
- ・地域の避難場所として使える空調を備えた大きな屋内空間

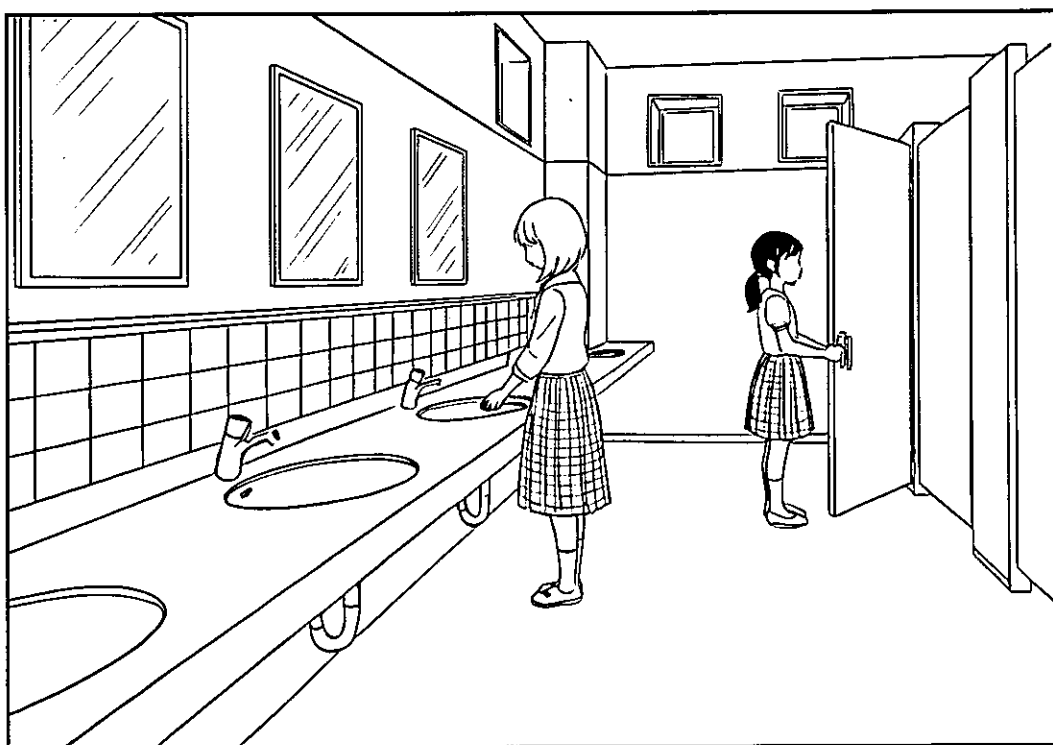
(イメージ図)



○安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校

- ・リニューアルされたきれいなトイレ
- ・きれいな手洗い場
- ・きれいな床
- ・ロッカー機能を備えた更衣室
- ・快適な室温を保つため計画的に更新される空調設備
- ・LED照明
- ・防犯カメラ
- ・段差を解消する設備や施設改修

(イメージ図)



参考資料1 諮問書

京教総第358号
令和7年(2025年)1月28日

京田辺市学校教育審議会
会長 沖 田 行 司 様

京田辺市教育委員会

諮 問 書

京田辺市学校教育審議会設置条例第2条の規定に基づき、次のことについてご審議いただきたく諮問いたします。

1 諮問事項

新しい時代の学びを支える学習環境の整備について

2 諮問理由

近年、GIGAスクール構想による1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実により、学級単位で一斉に黒板を向いて授業を受けるだけでなく、個別学習やグループ学習を行うなど学びのスタイルが多様化しています。

しかしながら、学校施設においては、児童生徒の急増期における量的確保の観点から、廊下に面して普通教室や特別教室を単純に配置した片廊下一文字型の画一的な教室配置となっています。

また、特別支援学級に在籍又は通級指導を受ける児童生徒や不登校児童生徒は増加傾向にあり、これら多様な児童生徒への対応も求められています。

貴審議会におかれましては、今後、学びのスタイルが多様に変容していく中、教室そのものを含め、新たな時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本的な考え方について、ご審議いただきたく諮問します。

参考資料2 審議経過

1. 京田辺市学校教育審議会

回	開催日	議事内容
令和6年度 第5回	令和7年 1月28日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第1回】 ・新しい時代の学びを支える学習環境の整備について ・学校視察及び審議スケジュールについて
令和6年度 第6回	令和7年 3月18日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第2回】 ・視察の報告について ・ワークショップ「学校施設・設備の課題や対策」 ・意見聴取について
令和7年度 第1回	令和7年 7月8日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第3回】 ・「新しい時代の学びを支える学習環境の整備について」の状況報告
令和7年度 第2回	令和7年 7月31日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第4回】 ・意見聴取の報告 ・新しい時代の学びを支える学習環境の整備に向けて
令和7年度 第3回	令和7年 9月1日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第5回】 ・前回の発表とふりかえり結果 ・意見の整理 ・答申目次
令和7年度 第4回	令和7年 10月7日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第6回】 ・答申素案について

回	開催日	議事内容
令和7年度 第5回	令和7年 11月4日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第7回】 ・答申案について

2. 児童生徒、教員への意見聴取

対象者	開催日	内容
小学生4～ 6年生 中学生1～ 3年生	令和7年 5月1日～ 5月20日	学校施設のハード整備に係る基本的な考え方を審議するための重要な基礎資料として活用するため、学校のよいところや直したほうがよいところについて、アンケート調査を実施した。
小中学校教 員	令和7年 5月1日～ 5月20日	学校施設のハード整備に係る基本的な考え方を審議するための重要な基礎資料として活用するため、新しい時代の学びをどう捉えて実践しているのか、それを推進するための学校施設・整備について、アンケート調査を実施した。
小中学校教 員	令和7年 6月13日 6月16日	京田辺市立小中学校における新しい時代の学び、授業作りを推進するために必要となる学校施設・設備について、明らかにするため、先に実施したアンケート結果を基に、新しい時代の学びを支えるための学校施設整備に向けて意見を重点化整理するため、ワークショップを開催した。

参考資料3 委員名簿

(令和6年6月29日から令和7年6月28日の間)

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学元教授
地域を代表する者	村井 敦雄	京田辺市区・自治会長連絡協議会幹事
京田辺市PTA連絡協議会委員	塩田 源志	PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	今村 京子	PTA会長
京田辺市立小・中学校長	上原 正章	京田辺市立草内小学校校長
京田辺市立小・中学校長	森本 克美	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	宮本 剛志	京田辺市立普賢寺小学校教頭
京田辺市立小・中学校教頭	大西 めぐみ	京田辺市立培良中学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会副会長
公募による委員	浅山 貴宏	
公募による委員	浦田 ヒロ子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	公認心理師

(令和7年6月29日から)

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	小長谷 直樹	京都教育大学教授
地域を代表する者	関 守	京田辺市区・自治会長連絡協議会幹事
京田辺市PTA連絡協議会委員	吉田 美世子	PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	久保 望美	PTA会長
京田辺市立小・中学校長	上原 正章	京田辺市立草内小学校校長
京田辺市立小・中学校長	森本 克美	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	宮本 剛志	京田辺市立三山木小学校教頭
京田辺市立小・中学校教頭	大西 めぐみ	京田辺市立培良中学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会副会長
公募による委員	浦田 ヒロ子	
公募による委員	津熊 加与子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	公認心理師

報告第23号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をされたので報告する。

令和7年11月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事請負契約の一部変更契約について、令和7年第4回京田辺市議会定例会に報告されるため、教育委員会に報告するものである。

専 決 処 分 書

令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事請負
契約の一部変更契約

令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事請負契約の一部
を下記のとおり変更し、契約を締結する。

令和7年10月28日

京田辺市長 上 村 崇

記

1 契約の目的

令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事

2 契約の金額

(1) 変更契約金額（変更後の総契約金額）	351,464,300円
(2) 変更による増額金額	9,410,500円

3 契約の相手方

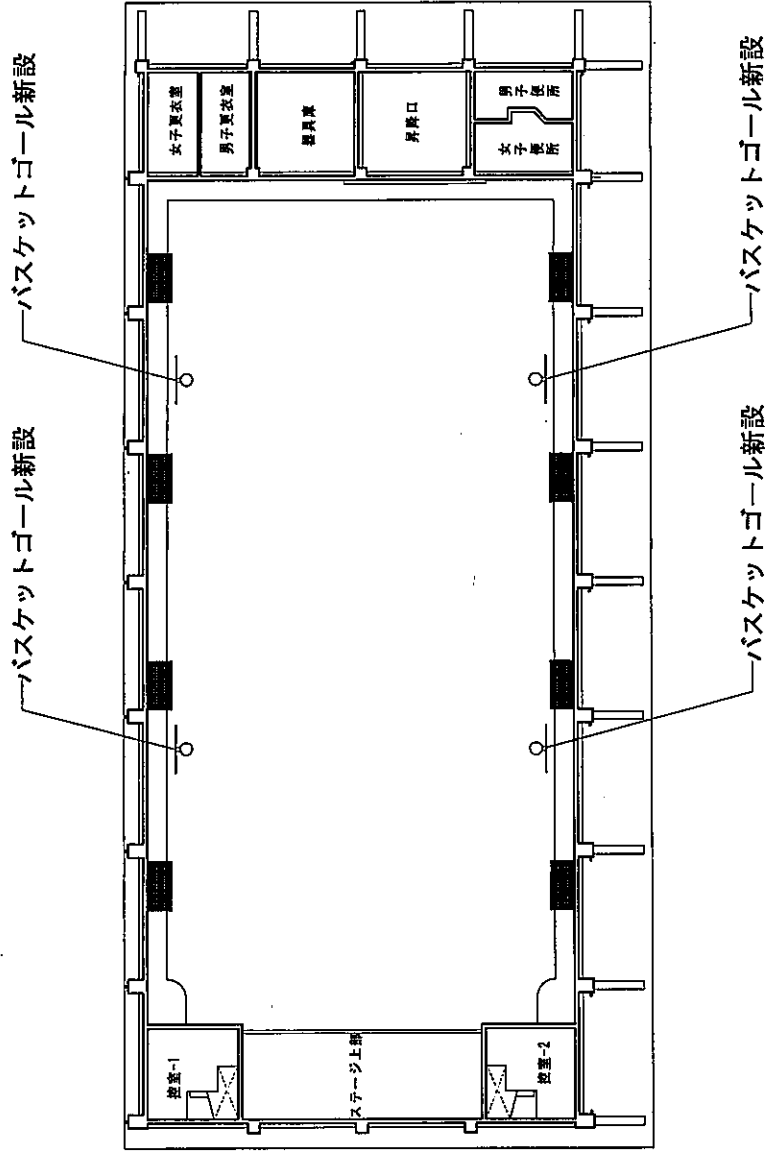
住 所 京都市東山区古門前通大和大路東入元町368番地

氏 名 若林設備工業株式会社 京都支店

支店長 檜木 隆宏

4 変更契約締結日

令和7年10月29日



変更請負金額 ¥9,410,500-(増額)

主な変更理由

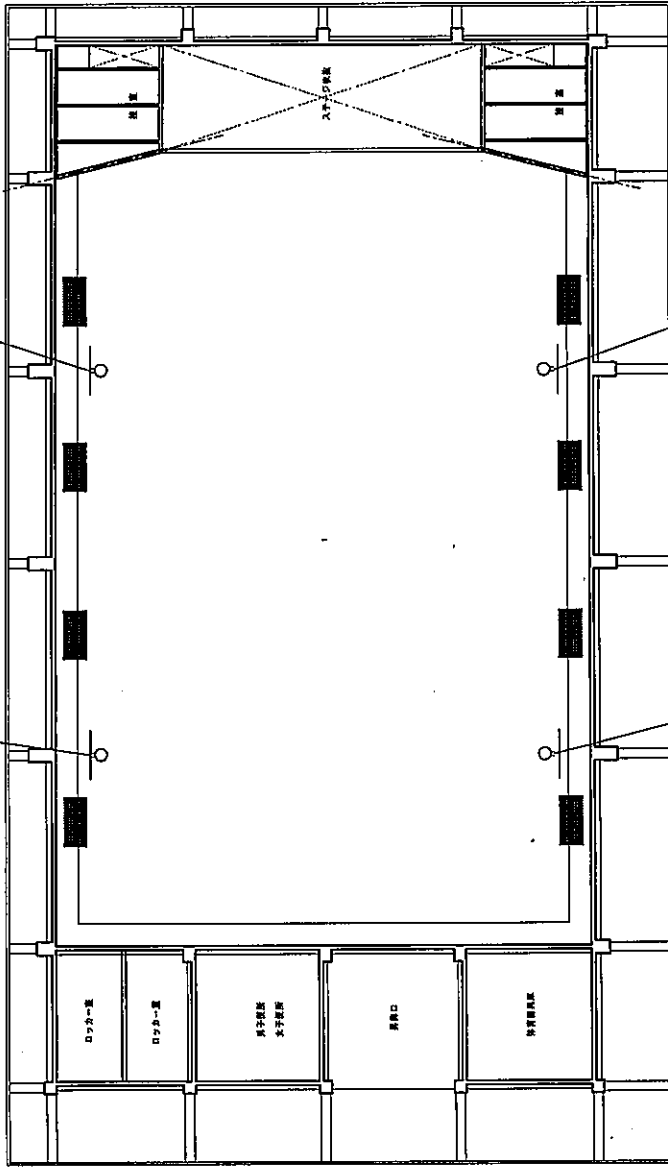
- ①(三山木小学校)バスケットゴール2対(4台)取付工事の追加

三山木小学校

工号	東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事	図面 No.	1
図名	1階平面図・天井伏図	図尺	
・京田辺市 開発指導課			




バスケットゴール撤去・新設



バスケットゴール撤去・新設

田辺東小学校

主な変更理由
①(田辺東小学校)バスケットゴール2対(4台)取替工事の追加

工事名	東部地域小中学校区内運動場等空調設備設置工事	図面 No.	1
図面 No.	1階平面図・天井伏図	備考	
 京田辺市 開発指導課			

報告第24号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をされたので報告する。

令和7年11月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の一部変更契約について、令和7年第4回京田辺市議会定例会に報告されるため、教育委員会に報告するものである。

専 決 処 分 書

令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負
契約の一部変更契約

令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の一部を
下記のとおり変更し、契約を締結する。

令和7年10月28日

京田辺市長 上 村 崇

記

1 契約の目的

令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事

2 契約の金額

(1) 変更契約金額 (変更後の総契約金額)	283,968,300円
(2) 変更による増額金額	6,768,300円

3 契約の相手方

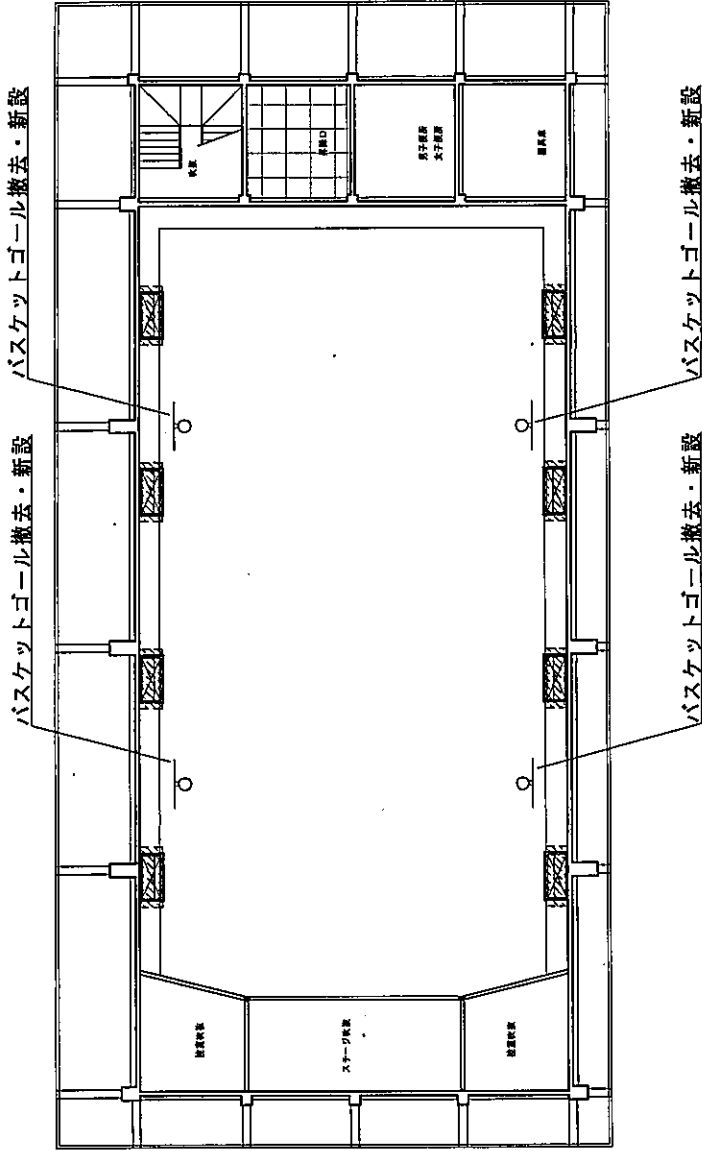
住 所 京都市南区吉祥院池ノ内町1番地

氏 名 明和管工業株式会社

代表取締役社長 高橋 潤

4 変更契約締結日

令和7年10月29日



変更請負金額 ￥6,768,300- (増額)

主な変更理由

- ① (大住小学校) バスケットゴール2対 (4台) 取替工事の追加

大住小学校

工事名	北群地域小中学校屋内運動場空間設備設置工事	図面 No.	1
階層	1階平面図・天井伏図	図尺	
		京田辺市 開発指導課	

報告第25号

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部改正について

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることとしたので、報告する。

令和7年11月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、退会届の様式変更に伴い、京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則について所要の改正を行うこととしたので、報告するものである。

京田辺市規則第49号

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則（平成20年京田辺市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

保護者 住 所 _____

氏 名 _____

留守家庭児童会退会届

留守家庭児童会から退会したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 児 童 会 名 _____ 留守家庭児童会
- 2 児童氏名及び学年 _____ (_____ 年)
- 3 退 会 月 _____
- 4 通会最終日 _____
- 5 退 会 理 由 _____

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に提出された留守家庭児童会退会届については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の留守家庭児童会退会届で、現に残存するものは、なお使用することができるものとする。

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>様式第2号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）京田辺市長</p> <p>保護者 住所 _____ 氏 名 _____</p> <p>留守家庭児童会退会届</p> <p>留守家庭児童会から退会したいので、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 児童会名 _____ 留守家庭児童会</p> <p>2 児童氏名及び学年 _____ (_____ 年)</p> <p>3 退 会 月 _____</p> <p>4 退会届提出日 _____</p> <p>5 退 会 理 由 _____</p>	<p>様式第2号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）京田辺市長</p> <p>保護者 住所 _____ 氏 名 _____</p> <p>留守家庭児童会退会届</p> <p>留守家庭児童会から退会したいので、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 児童会名 _____ 留守家庭児童会</p> <p>2 児童氏名及び学年 _____ (_____ 年)</p> <p>3 退会する月 _____</p> <p>4 退会理由 _____</p>	<p>様式変更</p>

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則

平成20年3月28日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例（平成20年京田辺市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 留守家庭児童会の定員は、京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第21号）第9条第2項及び第10条第4項の規定により、別表のとおりとする。

(入会の手続)

第3条 児童を留守家庭児童会へ入会させようとする保護者は、留守家庭児童会入会申込書（別記様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 夏季休業日等の学校の長期休業期間等に限定した入会に係る手続は、別に定める。

(退会の手続)

第4条 保護者は、留守家庭児童会に入会している児童が条例第6条に規定する資格要件を欠くに至ったとき、連続して2か月以上休会するとき又は児童を退会させようとするときは、留守家庭児童会退会届（別記様式第2号）を退会する月の前月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その児童を退会させることができる。

(1) 連続して5日以上無断欠席したとき。

(2) 1か月のうち開所日数の半数以上欠席したとき。

(3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の育児休業に関する法律の規定による育児休業を取得するとき。

- (4) 2 か月を超える負担金の滞納があるとき。
- (5) 他の児童の保育に支障があると認めるとき。
- (6) その他市長が留守家庭児童会の運営に支障があると認めるとき。

(休会の手続)

第5条 条例第7条第1項ただし書の規定により負担金の免除を受けようとする保護者は、留守家庭児童会全休届（別記様式第3号）を免除を受けようとする月の前月末日までに市長に提出しなければならない。

(負担金の納付)

第6条 負担金の納付は、納入通知書又は口座振替により行うものとする。

(負担金の減免申請)

第7条 条例第8条の規定により負担金の減免を受けようとする保護者は、留守家庭児童会負担金減免申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に平成20年京田辺市教育委員会規則第6号による廃止前の留守家庭児童会育成事業実施規則（昭和52年京田辺市教育委員会規則第1号）の規定によりなされた入会の手続は、この規則の相当規定によりなされた入会の手続とみなす。

附 則（平成21年12月28日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月6日規則第44号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第69号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月31日規則第44号）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の規定による手続に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第2条関係）

名称	定員
田辺東留守家庭児童会	78名
田辺留守家庭児童会	100名
草内留守家庭児童会	60名
大住留守家庭児童会	78名
桃園留守家庭児童会	100名
薪留守家庭児童会	256名
三山木留守家庭児童会	111名
松井ヶ丘留守家庭児童会	200名

別記

様式第1号(第3条関係)

年度 留守家庭児童会入会申込書

申込日		年 月 日			
児童氏名	フリガナ	保護者氏名	フリガナ		
現住所	〒	学校名	小学校	学年	年 (年度 の学年)
		児童会名	留守家庭児童会		
電話番号 (携帯番号可)		留守家庭児童会			
通会予定 ○印をつけてください。	私は、【月・火・水・木・金・土】の通会を予定しています。 ※就労状況証明書と相違ないようにしてください。				
募集要項を熟読し、内容について了承しました。(右の口にチェック/をしてください。) ※右の口にチェックがない場合は、申込を受け付けることができません。					
(あて先) 京田辺市長					
留守家庭児童会に入会させたいので、下記の書類を添えて申し込みます。 なお、申込内容及び保育に関する情報の確認をするため、市が当該児童の家庭環境及び健康状態等について調査することに同意するとともに、当該児童に関する情報を通学する小学校と共有することに同意します。運営を民間事業者に委託している留守家庭児童会については、当該児童に関わる情報を市と民間事業者とが共有することに同意します。 また、入会後は京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例等の規定を遵守し、負担金についても遅滞なく納入します。					
記					
【添付書類】					
1. 児童カード					
2. 就労状況証明書					
3. その他入会に必要な書類					

※市記入欄

減 免	・なし ・あり【きょうだい減免のみ(上・下)】	
入会希望日	保護者連絡	児童会連絡

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

保護者 住所 _____

氏名 _____

留守家庭児童会退会届

留守家庭児童会から退会したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 児童会名 _____ 留守家庭児童会
- 2 児童氏名及び学年 _____ (_____ 年)
- 3 退会する月 _____
- 4 退会理由 _____

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

保護者 住所 _____

氏名 _____

留守家庭児童会全休届

留守家庭児童会を休会したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 児童会名 _____ 留守家庭児童会

2 児童氏名及び学年 _____ (_____ 年)

3 全休する月 _____

4 全休理由 _____

（あて先）京田辺市長

保護者 住 所 _____
氏 名 _____

留守家庭児童会負担金減免申請書
（ 年度入会）

留守家庭児童会負担金の減免を申請します。

記

- 1 児童会名 _____ 留守家庭児童会
- 2 児童氏名 _____（ 年）
- 3 申請基準 _____

該当欄に「○」をし、添付書類等とともに提出してください。

該当	基 準	添付書類等	
	生活保護法の適用を受ける被保護世帯	課税状況等調査承諾書（裏面）	
	前年度分の市町村民税が非課税の世帯		
	前年分の所得税が非課税の世帯		
	前年分の所得税が5万円未満の世帯		
	前年分の所得税が10万円未満の世帯		
	2人以上の児童の入会申込みをする世帯 （兄・姉の負担金が半額になります。）	兄弟 姉妹 氏名 （学年）	_____（ 年） _____（ 年）

（裏面に続く）

(裏)

課税状況等調査承諾書

このたび、留守家庭児童会の入会申込みをした児童の負担金の減免申請のため、当該児童が属する世帯の世帯員に係る世帯状況、課税状況等について、調査されることを承諾します。

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

世帯員氏名 _____

世帯員氏名 _____

世帯員氏名 _____

世帯員氏名 _____

※「世帯員氏名」は、必ず本人が自署してください。

きょうだい減免のみを申請される場合は、この承諾書の署名は不要です。

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例（抜粋）

平成20年3月28日

条例第4号

（対象児童）

第6条 留守家庭児童会の対象児童は、京田辺市立小学校に通学する児童で、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより家庭での適切な保護を受けられないもので、かつ、同居の親族その他の者によっても家庭での適切な保護を受けられないものとする。

- （1） 労働により昼間家庭にいないこと。
- （2） 疾病、出産、家族の看護その他やむを得ない事情により長期にわたり保育することができないこと。
- （3） その他市長が認める前2号に類する状態にあること。

承認第9号

京田辺市立学校施設開放条例の制定（案）に対する意見について

京田辺市立学校施設開放条例の制定（案）についての市長からの意見聴取に対し、別紙のとおり回答したので報告するとともに承認を求める。

令和7年11月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、令和7年第4回京田辺市議会定例会に提案する標記の条例の制定（案）について、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに、承認を求めるものである。



令和7年(2025年)11月14日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市教育委員会
〔公 印 省 略〕

京田辺市立学校施設開放条例の制定（案）に対する意見聴取に
ついて（回答）

令和7年11月14日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記
のとおり回答します。

記

意見はありません。



京 文 第 7 7 8 号
令和7年(2025年)11月14日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇
[公印省略]

議案(京田辺市立学校施設開放条例の制定について)に対する意見聴取
について(照会)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29
条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

京田辺市立学校施設開放条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、京田辺市におけるスポーツの場の確保を図るため、学校教育に支障のない範囲内において、京田辺市立学校施設（以下「学校施設」という。）を住民の利用に供すること（以下「学校施設開放」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理等）

第2条 学校施設開放に関する管理及び事務は、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

（利用対象施設）

第3条 学校施設開放を行う学校施設（以下「開放施設」という。）は、別表に掲げる施設とする。

（利用対象者）

第4条 学校施設開放を利用することができる者は、教育委員会規則で定めるところにより登録を受けた団体とする。

（利用の許可）

第5条 学校施設開放を利用しようとする者は、教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、開放施設の管理上必要があると認める場合は、その利用に対して条件を付することができる。

（利用の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校施設開放の利用を許可しない。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- （2） 開放施設又は設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- （3） 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治的活動のための利用と認められると

き。

(4) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用と認められるとき。

(5) もっぱら営利を目的とした利用と認められるとき。

(6) その他開放施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の取消し又は中止)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消し、又は中止させることができる。

(1) 市又は教育委員会において緊急に開放施設を使用する必要性が生じたとき。

(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(3) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。

(4) 利用の許可の条件又は開放施設の校長の指示に従わないとき。

(使用料)

第8条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は過失により、開放施設又は設備を汚損し、破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第3条、第8条関係）

開放施設及び使用料

学校名	施設区分	金額
大住小学校 田辺小学校 草内小学校 三山木小学校 普賢寺小学校	体育館	30分当たり250円
田辺東小学校 松井ヶ丘小学校 薪小学校 桃園小学校	運動場	無料
大住中学校	体育館	30分当たり300円
田辺中学校	運動場	無料
培良中学校	体育館	30分当たり300円
	柔道場	30分当たり100円
	運動場	無料

承認第10号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定（案）に対する意見について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、別紙のとおり回答したので報告するとともに承認を求める。

令和7年11月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、令和7年第4回京田辺市議会定例会に提案する標記の条例の制定（案）のうち教育に関する事務に係る部分について、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに、承認を求めるものである。



令和7年(2025年)11月14日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市教育委員会
〔公 印 省 略〕

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定(案)に対する意見聴取について(回答)

令和7年11月14日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記
のとおり回答します。

記

意見はありません。



令和7年(2025年)11月14日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇
[公印省略]

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定(案)に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第2
9条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について

【改正理由】

児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、同法を引用する本市の関係条例について、まとめて改正するもの。(第4回京田辺市議会定例会に提案)

【主な改正事項】

(第1条関係) **京田辺市附属機関設置条例**の一部改正

【京田辺市要保護児童対策地域協議会の担当事務のうち要保護児童に係る規定の引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第33条第10項に規定する保護延長者

改正後：児童福祉法第33条第19項に規定する保護延長者

※一部教育に関する事務を定める部分(承認案件)

(第2条関係) **京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例**の一部改正

【虐待の禁止に係る規定の引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為

改正後：児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為

(第3条関係) **京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例**の一部改正

※こどもの教育に関わる部分(協議案件)

【虐待の禁止に係る規定の引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為

改正後：児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為

【保育士の規定に係る引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者

改正後：児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録を受けた者

(第4条関係) 京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

【虐待の禁止に係る規定の引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為

改正後：児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為

(第5条関係) 京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

【虐待の禁止に係る規定の引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為

改正後：児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為

【職員の規定にかかる変更】

改正前：保育士（国家戦略特別区域法・・・）その他乳児等通園援に従事する職員

改正後：保育士その他乳児等通園支援に従事する職員

(第2条関係) 一部が教育委員会への意見聴取が必要な教育に関する事務を定める条例となるので、本来は教育委員会の意見を「議案」として審議するものであるが、第4回京田辺市議会定例会の告示日が11月17日であり、それまでに教育委員会を開催する暇がなく教育長の代理により回答を行ったため、報告とあわせて承認を求める「承認」案件とするもの。

(第1条関係) (第3条～第5条関係) 教育委員会の議決は必要ないが、留守家庭児童会や就学前保育施設等、こどもの教育に関わる事項を定める条例であり、ひとつの整理条例で改正することから、まとめて「協議」案件とするもの。

京田辺市条例第 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（京田辺市附属機関設置条例の一部改正）

第1条 京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部京田辺市要保護児童対策地域協議会の項中「第33条第10項」を「第33条第19項」に改める。

（京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附則第9条中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

（京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正)

第4条 京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京田辺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年京田辺市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行					改正理由
[京田辺市附属機関設置条例の一部改正（第1条関係）] 別表（第2条—第4条関係）					[京田辺市附属機関設置条例の一部改正（第1条関係）] 別表（第2条—第4条関係）					児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理
執行機関	名称	担当事務	人数	任期	執行機関	名称	担当事務	人数	任期	
市長	(略)	(略)	(略)	(略)	市長	(略)	(略)	(略)	(略)	
	京田辺市要保護児童対策地域協議会	要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、同法第31条第4項に規定する延長者及び同法第33条第19項に規定する保護延長者を含む。）若しくは要支援児童（同法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。）及びその保護者又は特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。）（以下この欄においてこれらを「要保護児童等」という。）への援助のために必要な情報交換、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うほか、次に掲げる事項 (1) 及び (2) (略)	(略)	(略)		京田辺市要保護児童対策地域協議会	要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、同法第31条第4項に規定する延長者及び同法第33条第10項に規定する保護延長者を含む。）若しくは要支援児童（同法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。）及びその保護者又は特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。）（以下この欄においてこれらを「要保護児童等」という。）への援助のために必要な情報交換、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うほか、次に掲げる事項 (1) 及び (2) (略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
[京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）] (特定教育・保育の取扱方針)					[京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）] (特定教育・保育の取扱方針)					字句の整理
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。					第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。					
(1) 幼保連携型認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（認定子ども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定子ども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）					(1) 幼保連携型認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定子ども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（認定子ども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定子ども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）					

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>[京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（<u>法第18条の18第3項に規定する保育士登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>[京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>[京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第5条関係）]</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>[京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>[京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>[京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第5条関係）]</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p> <p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p> <p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p> <p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p>

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所</u>にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p>	

(参 考)

【虐待の禁止に係る規定の引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為

改正後：児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為

(各 号)

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

協議

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例の制定について、協議する。

令和7年11月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(協議理由)

本件は、令和7年第4回京田辺市議会定例会に提案する標記条例の制定につ
いて、協議するものである。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について

【改正理由】

児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、同法を引用する本市の関係条例について、まとめて改正するもの。(第4回京田辺市議会定例会に提案)

【主な改正事項】

(第1条関係) **京田辺市附属機関設置条例**の一部改正

【京田辺市要保護児童対策地域協議会の担当事務のうち要保護児童に係る規定の引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第33条第10項に規定する保護延長者

改正後：児童福祉法第33条第19項に規定する保護延長者

※一部教育に関する事務を定める部分(承認案件)

(第2条関係) **京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例**の一部改正

【虐待の禁止に係る規定の引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為

改正後：児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為

(第3条関係) **京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例**の一部改正

※子どもの教育に関わる部分(協議案件)

【虐待の禁止に係る規定の引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為

改正後：児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為

【保育士の規定に係る引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者

改正後：児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録を受けた者

(第4条関係) 京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

【虐待の禁止に係る規定の引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為

改正後：児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為

(第5条関係) 京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

【虐待の禁止に係る規定の引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為

改正後：児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為

【職員の規定にかかる変更】

改正前：保育士（国家戦略特別区域法・・・）その他乳児等通園援に従事する職員

改正後：保育士その他乳児等通園支援に従事する職員

(第2条関係) 一部が教育委員会への意見聴取が必要な教育に関する事務を定める条例となるので、本来は教育委員会の意見を「議案」として審議するものであるが、第4回京田辺市議会定例会の告示日が11月17日であり、それまでに教育委員会を開催する暇がなく教育長の代理により回答を行ったため、報告とあわせて承認を求める「承認案件」とするもの。

(第1条関係) (第3条～第5条関係) 教育委員会の議決は必要ないが、留守家庭児童会や就学前保育施設等、こどもの教育に関わる事項を定める条例であり、ひとつの整理条例で改正することから、まとめて「協議案件」とするもの。

京田辺市条例第 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（京田辺市附属機関設置条例の一部改正）

第1条 京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部京田辺市要保護児童対策地域協議会の項中「第33条第10項」を「第33条第19項」に改める。

（京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附則第9条中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

（京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正)

第4条 京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京田辺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年京田辺市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行					改正理由
[京田辺市附属機関設置条例の一部改正（第1条関係）] 別表（第2条—第4条関係）					[京田辺市附属機関設置条例の一部改正（第1条関係）] 別表（第2条—第4条関係）					児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理
執行機関	名称	担当事務	人数	任期	執行機関	名称	担当事務	人数	任期	
市長	(略)	(略)	(略)	(略)	市長	(略)	(略)	(略)	(略)	
	京田辺市要保護児童対策地域協議会	要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、同法第31条第4項に規定する延長者及び同法第33条第19項に規定する保護延長者を含む。）若しくは要支援児童（同法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。）及びその保護者又は特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。）（以下この欄においてこれらを「要保護児童等」という。）への援助のために必要な情報交換、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うほか、次に掲げる事項（1）及び（2）（略）	(略)	(略)		京田辺市要保護児童対策地域協議会	要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、同法第31条第4項に規定する延長者及び同法第33条第10項に規定する保護延長者を含む。）若しくは要支援児童（同法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。）及びその保護者又は特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。）（以下この欄においてこれらを「要保護児童等」という。）への援助のために必要な情報交換、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うほか、次に掲げる事項（1）及び（2）（略）	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
[京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）] （特定教育・保育の取扱方針）					[京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）] （特定教育・保育の取扱方針）					字句の整理
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。					第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。					
(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）					(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）					

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>[京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（<u>法第18条の18第3項に規定する保育士登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>[京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>[京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第5条関係）]</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>[京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>[京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>[京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第5条関係）]</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p></p> <p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p> <p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p> <p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p> <p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p> <p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p>

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所</u>にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p>	

(参 考)

【虐待の禁止に係る規定の引用箇所の変更】

改正前：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為

改正後：児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為

(各 号)

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

議案第45号

京田辺市教育委員会事務事業点検・評価について

教育委員会の権限に属する事務事業の点検・評価について、報告書を作成したいので教育委員会の議決を求める。

令和7年11月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡弘高

(提案理由)

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務事業の点検・評価を行い、その結果について報告書を作成するため提案するものである。

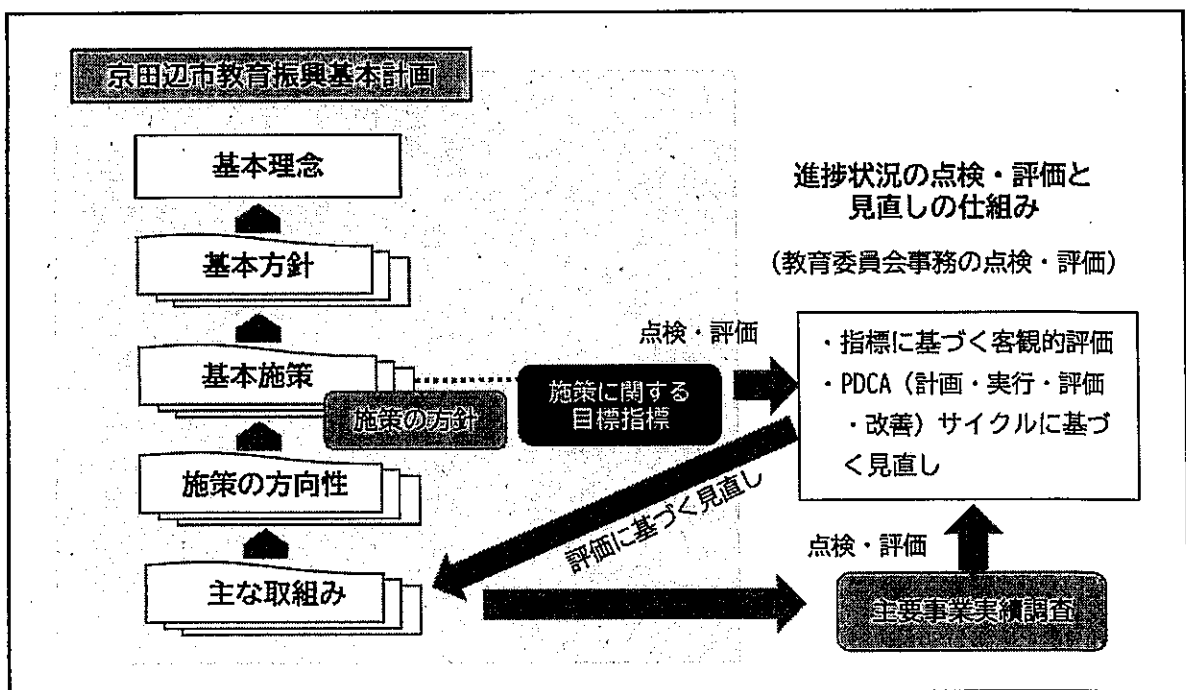
教育事務の点検・評価(案)

(1) 趣旨

「京田辺市教育振興基本計画」(以下、「計画」という)は、計画期間を令和6年度から令和13年度の8年間としており、毎年度、進捗管理することとしている。施策の実施状況や目標指標に対する実績を評価し、報告書にまとめ、専門的知見を有する第三者による点検及び評価を実施し、次年度の取組みへ繋げなくてはならない。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく対応を兼ねており、その結果を公表することにより、市民への説明責任を果たすことも目的として実施するものである。

なお、専門的知見を有する第三者による点検・評価については、京都教育大学 大学院連合教職実践研究科の 小長谷 直樹 教授の知見を活用して実施する。



(2) 対象年度

令和6年度

(3) 対象事業

25事業

基本方針 1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成

(1) 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育の推進

施策の方向性	点検・評価シート	評価	関係課※
1) 学習指導	1	B	こども・学校サポート室
2) 進路指導	2	B	こども・学校サポート室
3) 特別支援教育	3	B	こども・学校サポート室 学校教育課 保育幼稚園課
4) 就学前教育	4	B	こども・学校サポート室 保育幼稚園課

(2) 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

施策の方向性	点検・評価シート	評価	関係課※
1) 道徳教育	5	B	こども・学校サポート室
2) 人権教育	6	B	こども・学校サポート室
3) 環境教育	7	B	こども・学校サポート室
4) 主権者教育・消費者教育	8	B	こども・学校サポート室
5) 生徒指導	9	B	こども・学校サポート室

(3) たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

施策の方向性	点検・評価シート	評価	関係課※
1) 健康安全教育	10	B	こども・学校サポート室 学校教育課 学校給食課 保育幼稚園課

(4) 社会の変化に対する教育の推進

施策の方向性	点検・評価シート	評価	関係課※
1) 国際理解教育	11	C	こども・学校サポート室
2) 情報教育	12	B	こども・学校サポート室

(5) 教職員の資質能力と学校の教育力の向上

施策の方向性	点検・評価シート	評価	関係課※
1) 教職員の使命と責任	13	B	こども・学校サポート室
2) 教職員研修	14	B	こども・学校サポート室
3) 学校の教育力向上	15	B	教育総務室 こども・学校サポート室 学校教育課 保育幼稚園課
4) 安心・安全な教育環境の整備	16	B	こども・学校サポート室 学校教育課

基本方針 2 心豊かに明日を拓く学びあい

(1) 生涯学習社会の実現

施策の方向性	点検・評価シート	評価	関係課※
1) 生涯学習の推進	17	C	社会教育課
2) 現代的課題等に関する学習活動の推進	18	B	社会教育課
3) 社会教育関係団体等との連携と協力	19	C	社会教育課
4) 社会教育施設・設備の総合的な活用	20	B	社会教育課

(2) 人権教育の推進

施策の方向性	点検・評価シート	評価	関係課※
1) 一人一人の尊厳を大切にする人権教育の推進	21	B	社会教育課
2) 人権に関する多様な学習活動の充実	22	B	社会教育課

(3) 家庭・地域社会の教育力の向上

施策の方向性	点検・評価シート	評価	関係課※
1) 家庭の教育力の向上	23	C	社会教育課
2) 地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成	24	C	社会教育課
3) 放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進	25	B	社会教育課

※関係課は令和6年度時点のもの

(4) 評価

進捗度	事業数
A 予定以上である	0
B 予定どおりである	20
C 遅れている	5

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(1) 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育の推進
施策の方針	発達段階や個に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図りながら、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度など学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤とした学力の充実・向上を目指すとともに、将来への目的と展望をもって、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成します。
施策の方向性	1) 学習指導
主な取組	①学習指導要領の確実な実施 ②主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ③一人一人に応じたきめ細かな指導ができる体制の充実 ④個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 ⑤社会に開かれた教育課程の実施
関係課	こども・学校サポート室

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標		実績	
全国学力・学習状況調査における平均正答率の割合（小学生）	国語	府平均以上	国語	府平均以上
	算数	府平均以上	算数	府平均以上
全国学力・学習状況調査における平均正答率の割合（中学生）	国語	府平均以上	国語	府平均以上
	数学	府平均以上	数学	府平均以上
	英語	—	英語	R8年度に実施予定
「授業の内容を理解できているか（授業の内容はよく分かりますか）」の項目に肯定的に回答した児童生徒の割合（小学生）	国語	府平均以上（84.7）	国語	84.5%
	算数	府平均以上（82.1）	算数	82.0%
「授業の内容を理解できているか（授業の内容はよく分かりますか）」の項目に肯定的に回答した児童生徒の割合（中学生）	国語	府平均以上（82.8）	国語	83.4%
	数学	府平均以上（78.5）	数学	82.1%
	英語	—	英語	R8年度に実施予定
実施内容	<p>・基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を目指し、各校で重点研究を実施するとともに教科を超えた学び（例：総合的な学習の時間と社会科の連携）を展開しながら、学習指導要領に基づく教育の確実な実施を推進した。</p> <p>・総合的な学習の時間の地域学習で、事前に校区内の危険箇所を調べ、実際に校区を巡ったり安全マップを作成したりして、児童生徒が自ら課題を見つけ、協働して解決する課題解決型の授業を展開し、探究的な学びを通して主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を推進した。</p> <p>・発達特性が見られる児童生徒への支援方法について検討し、特別支援教育支援員の配置等により、個に応じた指導を一層充実させるための取組を実施した。また、少人数学習を実施し、習熟度に合わせた学習を行うなど、よりきめ細かな指導の充実に努めた。</p> <p>・アプリの共有ノート等を活用して個別学習とグループ活動の融合により児童生徒の深い学びにつなげた。</p> <p>・学校だよりやホームページ等で学校の取組を発信し、学校と地域が連携できる環境を整備するとともに、地域の人材や施設を活用した体験活動を充実させた。</p>			

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	全国学力・学習状況調査において概ね京都府平均を上回っているが、「授業の内容はよくわかりますか。」の項目に肯定的に回答した児童の割合では、府平均を下回っており、教員の授業の改善を図る必要がある。また、各校の研究や中学校ブロック別研究会において、研修を深めるとともに、個別最適な学習が展開できるよう学力向上対策会議等で教員の資質向上に努める。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(1) 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育の推進
施策の方針	発達段階や個に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図りながら、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度など学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤とした学力の充実・向上を目指すとともに、将来への目的と展望をもって、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成します。
施策の方向性	2) 進路指導
主な取組	①キャリア教育の推進 ②希望進路の実現に向けた組織的・計画的・継続的な進路指導の推進 ③個に応じた進路指導（職業教育）の推進
関係課	こども・学校サポート室

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標		実績	
「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生	府平均以上 (83.0)	小学生	84.7%
	中学生	府平均以上 (64.4)	中学生	64.6%
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間や学級活動などを通じて、社会生活や教科等を関連付け、発達段階に応じた教育活動を推進した。 ・自然体験や社会体験等の活動を充実することで、児童生徒が将来への展望を持ち、生きるために必要な資質・能力の育成に努めた。 ・キャリアパスポートを活用し、一人ひとりの成長や発達に合わせた指導が途切れないように工夫し、継続的な支援に取り組んだ。 ・高校の進路担当者を招いた学習会や、学校における計画的な面談による進路指導などを通じて、自らの進路を主体的に切り拓く能力とそのため姿勢を育成した。 ・様々な職業従事者を招いた社会人セミナーや、実際に職場体験をすることで、自らの適性を考えたり、働くことの意義などを理解し、将来の進路選択に生かすことができるよう指導に努めた。 ・職業等に関する専門学科を有する近隣の高校生を招いたマナー講座などを通じて、社会人としての基礎的資質・能力の育成に努めた。 ・進路面談や進路紹介などを行い、将来に向けた進路選択ができる環境づくりに努めた。 			

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	将来の夢や目標を持っている児童生徒がいる一方、まだ、将来の夢が定まっていない児童生徒も一定数見受けられる中、社会的自立につながるよう主体的に取り組める進路指導の推進に努める。引き続き、小中連携や体験活動を重視するとともに、家庭や地域とも連携を図りながら、計画的、継続的に行う必要がある。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(1) 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育の推進
施策の方針	発達段階や個に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図りながら、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度など学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤とした学力の充実・向上を目指すとともに、将来への目的と展望をもって、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成します。
施策の方向性	3) 特別支援教育
主な取組	①組織的・計画的な教育的支援の推進 ②個別指導計画等の活用 ③インクルーシブ教育の推進 ④一貫した就学相談や進路指導の充実 ⑤交流及び共同学習の充実
関係課	こども・学校サポート室、学校教育課、保育幼稚園課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
特別支援教育研究会の活動事業数	7回	8回
実施内容	<p>・京田辺市特別支援教育研究会では、会長、副会長等による三役会を年度初めと年度末の2回実施し、今年度の体制の確認や次年度年間計画の協議を行った。また、各部部长、副部长を交えた役員会により、今年度の方針や総会に向けた準備を協議した。これにより、円滑な運営に向けた共通認識の醸成が図れた。</p> <p>・学校生活を送る上で特に配慮を要する児童に対して、小学校では学級運営補助員6人及び特別支援教育支援員33人を配置し、中学校では特別支援教育支援員8人を配置した。</p> <p>・園生活を送る上で特に配慮を要する園児に対して、加配職員を配置した。</p> <p>・11月22日(金)担任者部会において生活単元学習の授業公開を行うとともに、各校における自立活動の計画と取組内容の交流を図った。</p> <p>・11月29日(金)コーディネーター部会において、京都府発達障害者支援センター「はばたき」の渡邊由佳センター長による演題「切れ目ない支援のために」という講演とグループ協議により、ライフステージに応じたこどもや保護者への支援の在り方について理解を深めた。</p> <p>・7月2日(火)総会において、今年度の事業を全会員で確認するとともに、総会後はコーディネーター部会、担任者部会で今年度のそれぞれの部で行う具体的な研究の中身を確認した。</p> <p>・1年間の活動のまとめとして「あしあと」第41集を発刊した。今年度は各園所からもレポートが提出され、それぞれの取組について情報を共有する機会となり、今後の実践に資する有意義な場となった。</p> <p>・卒業生を励ます会は、各中学校ブロックで規模や実態に応じた開催し、卒業生による進路や抱負などを発表の機会を設けた。限られた時間ではあったが心の通う温かな交流の場となった。</p>	

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	<p>・府の研修等を通して教員の専門性を一層伸長させるとともに、個別の教育指導計画の統一と支援計画の活用を促進し、京田辺市就学相談委員会等、地域・関係機関との連携の深化させることで、児童生徒一人ひとりの多様なニーズに応じた教育の充実を図る。</p> <p>・外国にルーツを持つ児童生徒が増加する中、母語支援員の確保が課題となっていることから、市全体としての支援体制の確立を検討していく必要がある。</p> <p>・基準職員の人材確保と同様に、加配職員の人材確保も課題となっており、効果的に配置をする必要がある。</p>

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(1) 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育の推進
施策の方針	発達段階や個に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図りながら、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度など学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤とした学力の充実・向上を目指すとともに、将来への目的と展望をもって、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成します。
施策の方向性	4) 就学前教育
主な取組	①幼稚園・認定こども園等就学前教育の推進 ②個々に応じた環境構成・指導方法の工夫 ③小学校教育との円滑な継続 ④幼児教育のセンター的機能の充実
関係課	こども・学校サポート室、保育幼稚園課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
「幼小接続カリキュラム」実施校数	9校	9校
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前施設を定期的に訪問し、保育参観の上、教育・保育内容や指導の方法についての助言等を行い、就学前教育の推進を図った。 ・ 園内研修の計画、実施方法等についての助言をしたり、新採研修や2・3年目研修を通して、個々に応じた環境構成や指導方法の工夫の助言を行った。 ・ 就学前施設と小学校の公開保育、公開授業、グループ交流会を通して、互いの教育・保育内容の理解を深める幼小カリキュラム交流会を行った。また「幼小連携ファイル」を活用し、各園・校における接続カリキュラムの実践を推進した。 ・ 各園の未入园児対象とした「親子なかよし学級」「園開放」を通して、地域の子育て相談や保護者同士の交流等の取り組みを積極的に進めた。 	

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内幼稚園・保育所の再編整備により、施設形態が変更になるなど教育・保育の環境に変化が見込まれるため、更なる保育の質の向上を目指し園訪問や研修を通して、就学前教育の推進をする。 ・ 子育て支援の拠点として、地域で子育てをしている全ての家庭に寄り添い子育て相談、支援を行っていく。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(2) 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進
施策の方針	子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重や互いの敬愛と協力を重んずる態度、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、基本的人権を尊重するとともに自分と他者との人権擁護への意識とそれを実践しようとする意欲や態度、多様性を理解する態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養います。
施策の方向性	1) 道徳教育
主な取組	①道徳教育の指導体制及び指導内容の工夫と充実 ②内面に根ざした道徳性の育成 ③主体的に考え議論する指導方法の工夫改善 ④道徳的实践を促す環境づくり
関係課	こども・学校サポート室

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標		実績	
自己肯定感に関する項目に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生	府平均以上 (83.6)	小学生	86.4%
	中学生	府平均以上 (82.1)	中学生	82.3%
他人を思いやる心に関する項目に回答した児童生徒の割合	小学生	府平均以上 (92.4)	小学生	94.4%
	中学生	府平均以上 (88.1)	中学生	86.4%
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育推進教師を中心に、各校の実態や課題に応じて、輪番道徳や学年道徳などの指導体制を構築し、教師の協力の下、道徳教育の推進に尽力した。 ・ 「道徳の時間」が教育活動全体における道徳教育の中心的役割を担っていることを深く認識し、児童生徒の内面に働きかける指導を心がけ、日々の授業に加え、体験活動や学校行事などの教育活動を通じて思いやりなどの道徳的価値を実感できる機会を提供するように努めた。 ・ 小中学校における道徳教育研究会や校内研修会などを通じて、道徳性を養う学習に向け、指導方法の工夫改善に努めた。 ・ 大型テレビやタブレット端末に映し出す等 ICT 機器を活用し、多くの児童生徒の思いや考え方などを共有できるように努めた。 ・ 「道徳の時間」だけではなく、異学年・異年齢との交流活動や地域の福祉施設等へ寄せ植えを贈呈する等、教育活動全体における様々な活動から道徳的実践力を培えるよう各校での工夫を行った。 			

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	中学生の他人を思いやる心に関する項目においては、府平均を若干下回ることから、教師が研修会等において「道徳の時間」における授業改善はもちろんのこと、日常の学校生活全体を通じて豊かな情操と道徳心を培うためのさらなる道徳教育の推進が必要である。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(2) 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進
施策の方針	子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重や互いの敬愛と協力を重んずる態度、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、基本的人権を尊重するとともに自分と他者との人権擁護への意識とそれを実践しようとする意欲や態度、多様性を理解する態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養います。
施策の方向性	2) 人権教育
主な取組	①計画的な人権教育の推進と人権学習の工夫改善 ②人権問題を自身の課題としてとらえ解決に向けて実践できる意識・態度の育成 ③教職員の認識進化及び実践力・指導力の向上 ④人権三法の理念に基づく家庭や関係機関等との連携 ⑤社会の多様性に配慮した総合的な取組と男女共同参画の推進
関係課	こども・学校サポート室

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画に基づく教職員研修、発達段階に応じた教材の活用や体験活動を通じて、児童生徒の主体的な学びを促した。 ・児童生徒が人権問題を自身の課題としてとらえ、身近な人権課題に関する事例を取り上げた授業やグループ討議等を行い、解決に向けて実践できる意識・態度の育成に努めた。 ・京田辺市人権教育研究会研究会や校内研修等により、教職員の認識進化及び実践力・指導力の向上を図った。 ・人権三法の理念を踏まえ、保護者や地域住民、福祉・医療・行政などの関係機関と連携し、子ども一人ひとりの人権が尊重される環境づくりに努めた。 ・児童生徒一人ひとりの違いや背景を尊重し、誰もが安心して学べる環境をつくるために多文化・多様性理解の授業を行い、異なる文化や価値観への理解を深めるとともに、話し合いや協働的な活動を通じて互いの違いを認め合う姿勢の育成に努めた。

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	教職員の認識進化及び実践力・指導力の向上を図るため、各校園において人権教育推進計画を見直し、校内研修、授業実践・振り返り活動を通じて、教職員一人ひとりが人権尊重の理念を深く理解し、日常の教育活動に反映できるよう継続的に取り組みを実施する。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(2) 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進
施策の方針	子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重や互いの敬愛と協力を重んずる態度、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、基本的人権を尊重するとともに自分と他者との人権擁護への意識とそれを実践しようとする意欲や態度、多様性を理解する態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養います。
施策の方向性	3) 環境教育
主な取組	①地域と連携した環境教育の計画的な実施 ②身近な環境についての体験学習 ③脱炭素で持続可能な社会の実現に向けた実践的学習
関係課	こども・学校サポート室

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
-	-	-
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A との連携や児童会・生徒会活動などにおいて緑化活動や清掃活動などを実施し、積極的に環境保全活動に取り組めた。 ・ 各教科や領域での学習に加えて、公共施設の見学や外部から講師を招いた学習において身近な環境問題を考えることで、環境保全の大切さを自分事として捉える機会を設けた。 ・ 脱炭素社会の実現に向けて、社会・家庭・保健体育、総合的な学習の時間等において、地球環境問題についての理解を深め、一人一人が環境を守るための行動について学ぶことができた。 	

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	温暖化や自然災害などが深刻化する中、持続可能な社会の構築を目指し、様々な機会を通じて環境問題を学習し、節電・節水、リサイクル活動など、児童生徒が自主的・積極的に取り組む環境保全活動を推進することが必要である。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(2) 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進
施策の方針	子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重や互いの敬愛と協力を重んずる態度、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、基本的人権を尊重するとともに自分と他者との人権擁護への意識とそれを実践しようとする意欲や態度、多様性を理解する態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養います。
施策の方向性	4) 主権者教育・消費者教育
主な取組	①主権者教育の推進 ②消費者教育の推進
関係課	こども・学校サポート室

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標		実績	
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生	府平均以上 (83.3)	小学生	85.8%
	中学生	府平均以上 (73.3)	中学生	69.0%
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に社会の一員として積極的に参加し、自立した市民となるための基礎を築くことを目的として、「自分ごと」として政治や社会の仕組みを学んだ。 ・小学校段階では、選挙や討議活動を通じて、自分たちの意見を表現し、それが社会に影響を与えることを体験的に学ぶ活動をした。 ・中学生になるとより具体的な制度や選挙権を勝ち取っていった歴史背景について学び、模擬選挙等を実施して、自分たちの未来を結びつけて考える力を育成した。 ・多種多様な商品があふれ、その中には不適切な広告等による影響も少なくない。児童生徒には正しい消費者としての知識と判断力を身につけるよう学習した。 ・基本は、「必要なもの」と「欲しい物」の区別をつけること。商品を購入する前に、その必要性や本当に役立つかを考える習慣を身につけさせる。また、「価格だけでなく品質や安全性」も重要な判断基準であることを学んだ。次に「情報の取捨選択」の能力で、誤解や偏った意見を自分自身で情報源の信頼性を見極める力を養った。 ・「キャッシュレス決済」や「アプリ」を使った新しい消費スタイルも安全面や個人情報保護の観点から理解を進めた。 			

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	全国学力・学習状況調査において、中学生の平均肯定率が京都府平均を下回っていることから、地域活動への参加経験不足や地域コミュニティとの連携不足が考えられる。そのため、地域清掃活動や防災訓練などを通し、身近な社会貢献の場を設定していくよう改善に取り組む必要がある。そのためにも各関係団体と連携を一層深め、教科の枠にとらわれない多面的な学習を推進することで、より豊かな学びの実現を目指す。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(2) 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進
施策の方針	子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重や互いの敬愛と協力を重んずる態度、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、基本的人権を尊重するとともに自分と他者との人権擁護への意識とそれを実践しようとする意欲や態度、多様性を理解する態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養います。
施策の方向性	5) 生徒指導
主な取組	①信頼関係に基づく人間関係の育成 ②存在感・充実感のある学校生活のための積極的な指導 ③体験活動を通じた心の育成 ④自発的・自治的な活動の場の設定 ⑤いじめ問題への情報共有と組織的対応
関係課	こども・学校サポート室

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標		実績	
	「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生	府平均以上 (96.8)	小学生
中学生		府平均以上 (95.7)	中学生	95.5%
実施内容	<p>・教育相談を定期的実施し、児童生徒が自分の気持ちや考えを安心して話せるよう、共感的な態度で接した。また、決まった時期だけでなく、児童生徒の様子を見て必要だと感じたらいつでも声をかけて面談の機会を設けた。例えば、新しい学期が始まったばかりの頃や、長期休業明けなど、児童生徒が新しい環境に慣れる時期に特に意識して行った。学級活動でグループエンカウンターを行い、児童生徒同士が交流し、協力する場を積極的に設け、コミュニケーションの機会を創出した。</p> <p>・児童生徒一人ひとりの興味や得意分野、能力を把握し、普段の生活や授業、学校行事等で適切な役割を与えることで、責任感と達成感が育まれた。また、異年齢交流に取り組むことで、主体的に取り組む協働活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって、存在感・充実感のある学校生活が送れるような指導を行った。</p> <p>・京都府教育委員会が推進する「いのちとこころのコミュニケーション事業」においては、法務局より講師を招へいし、児童生徒の発達段階に応じた法教育を実施し、法の下における平等や基本的人権の尊重についての理解を深めるとともに、法の遵守が社会秩序の維持に資することへの認識を育成し、規範意識の醸成を図った。地域交流やボランティア活動の体験活動として、自分たちで作った寄せ植え等を社会福祉施設等に届けたり、校内の環境美化に努めることで心の育成につなげた。</p> <p>・児童会活動・生徒会活動を活性化させるために児童生徒が企画・運営に主体的に関わる場を設け、児童生徒の意見を尊重しながら、企画力や実行力を養った。また、課題解決型学習を行い、児童生徒が話し合い、解決策を導き出す機会を増やすことで自治的な能力を育てた。</p> <p>・年度当初等に自校のいじめ防止基本方針を活用した校内研修を行い、いじめに対する教職員の意識の向上を図るとともに、いじめ事象が起きた際の組織的な対応について確認した。</p>			

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	道徳科や学級活動等において法および自校のいじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、いじめをしない態度や行動力を育むための取り組みを実施する。教職員のいじめに対する意識の更なる向上に努め、教職員間の情報共有を強化し、組織的な対応が迅速に行えるようにする。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(3) たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進
施策の方針	自他の生命の尊さを自覚し、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を営むために必要な健康や体力、危機対応能力を育成する。
施策の方向性	1) 健康安全教育
主な取組	①基礎的な体力・運動能力の向上（運動習慣の確立・スポーツ機会の充実） ②交通安全教育や防災教育等の安全教育の推進 ③学校・園の危機管理体制の充実と幼児児童生徒の安全確保 ④発達段階に応じた性に関する教育と現代的健康問題に対応する保健教育の充実 ⑤学校給食の推進 ⑥アレルギーへの的確な対応
関係課	こども・学校サポート室、学校教育課、学校給食課、保育幼稚園課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標		実績	
体力合計点（8種目の体カテスト成績を1点から10点に得点化して総和した体カテストの合計得点）の平均値	小学生・男	府平均以上 (51.1)	小学生・男	51.4%
	小学生・女	府平均以上 (52.3)	小学生・女	53.7%
	中学生・男	府平均以上 (41.0)	中学生・男	42.7%
	中学生・女	府平均以上 (47.5)	中学生・女	47.3%
「運動やスポーツをすることは好きですか」等の項目に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生・男	府平均以上 (91.5)	小学生・男	92.4%
	小学生・女	府平均以上 (84.5)	小学生・女	86.7%
	中学生・男	府平均以上 (89.0)	中学生・男	91.2%
	中学生・女	府平均以上 (74.7)	中学生・女	69.9%
水泳学習の民間施設活用校数	9校		9校	
「朝食を毎日食べていますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生	93.4%	小学生	94.5%
	中学生	90.0%	中学生	91.5%
まるごときょうとの日（献立食材の産地を京都府に限定した給食）実施回数	2回		2回	
お茶給食（地元産玉露粉や抹茶を活用した給食）実施回数	10回		10回	
学校給食費公会計へ移行	小学校	-	小学校	-
	中学校	公会計開始	中学校	公会計開始
実施内容	・市・各校において体力テストの結果の分析し、自己の体力について理解を深めるとともに、授業や部活動、行事などが学校生活のさまざまな場面で幅広い運動経験を積ませることで、基礎的な体力、運動能力の向上を図った。 ・小学校全校において水泳授業の民間委託事業を実施した。 ・交通ルールの遵守を促す自転車安全教室や地震や火災を想定した避難訓練の実施などを通じて安全教育を計画的かつ継続的に推進した。 ・各園で警察署の協力のもと交通安全教室を実施した。 ・各園で火災・地震・不審者対応などの避難訓練を毎月実施した。 ・緊急時の対応マニュアルの整備や避難訓練の定期的な実施、情報共有体制の強化などにより、学校全体の危機管理体制をより実行性の高いものへと充実させた。 ・全園参加型の看護師による救命救急研修を実施した。			

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階に応じて、身体の変化や人との関わり方、心とからだの大切さを学ぶ機会を設けることで、性についての理解と自己尊重を育む教育を実施した。 また、保健教育の充実を図り、児童生徒が心身の健康維持・増進できるよう支援し、ストレスや睡眠不足など、今日的な課題を踏まえつつ、運動習慣の形成など実生活に即した内容を取り入れた教育活動を推進した。 ・小・中学校での完全給食 ・学校給食において使用する農林水産物（牛乳を除く）を京都府産とする「まるごときょうとの日」の実施（年2回） ・お茶を使った給食献立（年10回） ・中学校給食費徴収業務を公会計により実施した。 ・小学校給食費徴収業務の公会計化の準備を進めた。 ・アレルギー疾患を持つ児童生徒が増加しておりアナフィラキシーショックと呼ばれる重篤なアレルギー反応が起きた際に迅速かつ的確な救命措置ができるようにエピペンの正しい使用方法を教職員研修等で理解し、適切に対応できる体制の整備を行った。 ・食物アレルギー対応マニュアルに基づく除去食を提供した。 ・各園でアレルギー対応マニュアルに基づき研修を実施した。
------	--

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な体力・運動能力の向上では、体力テスト合計点の平均値が中学校の女子で府平均を下回っていることから、日頃からの運動に親しむことができるよう、保健体育授業や業間の活動（縄跳びの取組等）、学校行事の充実に向けて指導を行っていく。 ・不審者対応等について警察と連携した教職員研修を行う。 ・児童生徒のアレルギーについて確実に把握できるよう家庭との連携や保幼小中連携を強化していく。 ・水泳授業について、民間の屋内プールの利用及び指導の一部を民間事業者に委託することにより、授業時数の確保や専門的指導による児童の泳力向上が図られるとともに、児童や保護者の満足度の向上に寄与することができた。また、教員の負担軽減にも繋げることができている。さらなる質的改善の可能性（授業手法や評価など）について検討が必要。 ・学校給食の地産地消の推進にあたり、地元産野菜を生産する担い手不足や生産者の高齢化、異常気象による生育環境の変化など農業を取り巻く社会課題の中、特定の日に多量の調達となる地元産野菜の安定的な確保が求められる。 そのため、地元産野菜の学校給食での使用に向けて、関係事業者と給食献立や収穫時期の共有などの連携を図り、安定的に地元産野菜を調達する。 ・就学前における交通安全教育については、発達段階にある園児自身が安全意識を持つことに限界があるため、保護者を巻き込んだ形で実施する機会を設ける。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(4) 社会の変化に対応する教育の推進
施策の方針	持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるとともに、様々な分野でグローバルに活躍できるよう、国際感覚を身に付け、我が国の文化や伝統を尊重し、異文化を理解し尊重する態度や国際社会の平和と発展に寄与する態度、共に生きていく資質やコミュニケーション能力を育てます。 また、多くの情報の中から必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度を育成します。
施策の方向性	1) 国際理解教育
主な取組	①体験的学習など取り入れた地域や国、他国の伝統・文化に関する学習 ②外国語教育の推進 ③持続可能な社会づくりに関する学習
関係課	こども・学校サポート室

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標		実績	
外国語の学習に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生	府平均以上 (78.6)	小学生	77.6%
	中学生	府平均以上 (83.6)	中学生	79.9%
外国語指導助手 (ALT) 小学校・幼稚園への派遣授業 (ALTの授業について、学期ごとのアンケート (評価) を実施し、4段階評価中3以上を目指す)	幼稚園	3以上	幼稚園	未実施
	小学校	3以上	小学校	未実施
	中学校	3以上	中学校	未実施
実施内容	<p>・外国語指導助手を幼稚園・こども園・小学校・中学校に派遣し、体験活動等 (「ALTの出身地・国の紹介」「英語の本の読み聞かせ」「ハロウィーン体験」「クリスマス体験」) や京都府名誉友好大使任命事業や校外学習等を活用し、英語圏以外の諸外国の文化等を学び、コミュニケーション能力の向上及び豊かな国際感覚を養成することができた。</p> <p>・言語運用能力の向上を目的とした、聞く・話す・読む・書くの技能をバランスよく育成する授業やICTを活用したコミュニケーション活動の充実を図る取組を行った。また、小中学校外国語担当教師と外国語指導助手による研修会を実施し、外国語教育の充実・改善に努めた。</p> <p>・市民参画課や社会教育課主催の体験事業 (「イースター体験」「放課後子ども教室」等) で外国語指導助手が協力することにより、地域での国際交流ができた。</p> <p>(備考) 指標目標 (外国語の学習に肯定的に回答した児童生徒の割合について) 策定時には全国・学力学習状況調査の項目「外国の人と友達になったり、外国のことをもっと知ったりしてみたいと思いますか。」を基にしていたが、令和6年度の全国・学力学習状況調査の項目において削除されたため、指標内容をそれに準じたものに変更している。</p>			

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
C	児童生徒が外国語に自然と親しみ、言語や文化への理解を深めることを目的として、活動や交流の機会を積極的に増やすことが求められる。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(4) 社会の変化に対応する教育の推進
施策の方針	持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるとともに、様々な分野でグローバルに活躍できるように、国際感覚を身に付け、我が国の文化や伝統を尊重し、異文化を理解し尊重する態度や国際社会の平和と発展に寄与する態度、共に生きていく資質やコミュニケーション能力を育てます。 また、多くの情報の中から必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度を育成します。
施策の方向性	2) 情報教育
主な取組	①情報モラル及びデジタル・シティズンシップ教育の推進 ②デジタル環境を生かした主体的な学習や協働的な学びの展開 ③教職員のICT活用能力や指導力の向上
関係課	こども・学校サポート室

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標		実績	
「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生	府平均以上 (84.4)	小学生	87.7%
	中学生	府平均以上 (81.0)	中学生	86.1%
情報教育研修参加教職員数	110人		79人	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対して各種研修会や情報提供を行い、教育活動の充実を図った。 ・児童生徒には、学級活動での指導に加え、関係機関と協力して講座を開いたり、お知らせを配付したりすることで、家庭とのつながりを深めるように努めた。 ・動画教材を活用した学習やアプリの機能「共有ノート」を活用した協働学習等、タブレット端末の効果的な活用を通じた児童生徒の学びの充実を図り、個別最適な学びと協働的な学びの推進に努めた。 ・情報推進室や京田辺市ICT教育推進部会等と連携しながら、教員のICT活用力向上に向けて、ICT研修の実施、授業でのICT活用事例の共有などの取組を行った。 			

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	全国学力・学習状況調査質問紙において、教育活動全般におけるICTの活用等については、概ね、肯定的に捉えていることから、さらなる学力向上と主体的に学ぶ意欲と態度の育成につなげたい。また、生徒指導上の課題として、SNS等におけるトラブルは各校共通の課題でもあることから、関係機関との連携強化を図るなど、さらなる取組が必要である。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(5) 教職員の資質能力と学校の教育力の向上
施策の方針	教職に対する愛着と誇りを持ち、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力をもった魅力ある優れた教師の確保と、多様な専門性を有する教職員体制の構築を図り、学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、子どもたちにとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会からは信頼される学校を目指し、家庭や地域社会との連携による学校の教育力の向上を図ります。 また、学校内外における安全の確保、経済面をはじめとする様々な課題を抱える子どもたちへの支援など、ソフト面・ハード面ともに子どもが安心・安全な環境で学ぶことができ、充実した生活が送れる教育環境の充実に努めます。
施策の方向性	1) 教職員の使命と責任
主な取組	①幼児児童生徒や保護者との信頼関係確立と自己の人間性の向上 ②多様な価値観への対応とチームとしての学校教育力の向上 ③教職員の資質能力向上と計画的・継続的な教育実践、教職員評価等の活用 ④幼児児童生徒の生命の安全確保、個人情報の管理 ⑤学校園における働き方改革の推進
関係課	こども・学校サポート室

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標		実績	
「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生	府平均以上 (64.7)	小学生	67.2%
	中学生	府平均以上 (68.2)	中学生	67.4%
教員の時間外勤務の縮減率	45.0%		59.7%	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の家庭連絡等で保護者との協働的な関係構築を推進するとともに、個人懇談や三者面談等で保護者の思いや意見を丁寧に受け止める機会を設けた。 ・児童生徒には、挨拶や感謝の言葉を丁寧にかけ安心感を育み、保護者対応の際には傾聴を意識し、共感の言葉で対応できるように努めた。 ・道徳科の授業や学級活動などで多文化・多様性教育の推進を図り、児童生徒が多様な価値観を理解し尊重する力を育成した。 ・教職員同士が日常的に連携できるように、ケース会議など学年や教科の枠を超えた情報交換の場を設け、児童生徒への支援方針の共有を図った。 ・校内研修・研究を充実させ、定期的を実施することで教職員の自己研鑽を支援する体制の強化を図った。 ・年間指導計画とPDCAサイクル、授業改善サイクルの確立などの充実に努めた。 ・防災・防犯対策の徹底、通学時の安全確保、健康・衛生管理、デジタルデータや紙媒体の管理などに努めた。 ・各学校において、出退勤記録システムで、毎月の教職員の時間外勤務時間数把握し、管理職から各教職員に各自の時間外勤務時間の実績を知らせ、自身の勤務状況を認識させた。また、教育委員会は各校ごと及び市全体の実績を学校に知らせ情報を共有した。早朝や夜間は、留守番電話対応として保護者等との対応の減少に努めた。 			

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	保護者との信頼関係の確立では、定期的な連絡と情報共有、悩みへの寄り添いと支援の充実がさらに必要である。 多様な価値観への対応では、LGBTQや障害への配慮、偏見にとらわれない教育が大切となる。このような教育の推進にあたっては、すべての教職員が多様性への理解と適切な対応力を備える必要がある一方で、無意識の偏見等の課題が依然として存在しており、その解決に向けては校内研修の充実などの取組が必要となってくる。 教員の時間外勤務については、0～40時間の割合が過半数を占めており、教員の働き方改革を今後さらに推進していくことが重要である。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(5) 教職員の資質能力と学校の教育力の向上
施策の方針	<p>教職に対する愛着と誇りを持ち、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力をもった魅力ある優れた教師の確保と、多様な専門性を有する教職員体制の構築を図り、学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、子どもたちにとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会からは信頼される学校を目指し、家庭や地域社会との連携による学校の教育力の向上を図ります。</p> <p>また、学校内外における安全の確保、経済面をはじめとする様々な課題を抱える子どもたちへの支援など、ソフト面・ハード面ともに子どもが安心・安全な環境で学ぶことができ、充実した生活が送れる教育環境の充実に努めます。</p>
施策の方向性	2) 教職員研修
主な取組	<p>①実践的指導力向上と研究成果の発表</p> <p>②積極的・計画的な研修の受講と実践</p> <p>③教育課題を踏まえた研究活動</p>
関係課	こども・学校サポート室

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標		実績	
「授業研究や事例研究など、実践的な研修を行っていますか」に肯定的に回答した割合	小学校	府平均以上 (98.0)	小学校	100%
	中学校	府平均以上 (90.0)	中学校	66.6%
「個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加していますか」肯定的に回答した割合	小学校	府平均以上 (77.8)	小学校	66.7%
	中学校	府平均以上 (71.1)	中学校	100%
実施内容	<p>・各校の指導を担う教員が初任者や若手教員へ実践的指導を行い、指導力の向上を図ることができた。</p> <p>・京都府総合教育センターの研修講座（「基本研修」「専門研修」「学校DX研修」「Webコンテンツ視聴研修」等）の積極的な受講を促し、計画的な研修の受講後、各校でその実践をすることができた。</p> <p>・各中学校ブロック(中学校区)で学力向上や授業改善の部会を中心に研究、合同研修会を行い、それを踏まえ各校の重点目標に沿った研究活動を行うことができた。</p>			

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	<p>各校でより積極的な研修への参加を増やし、OJTを活用したより研修成果が出る方法を検討していく。また、研修受講後、研修を生かした学校現場での実践を確実にやっていく必要がある。</p> <p>市の学力向上対策部会と連携しながら、授業研究や事例研究等がより実践的な研修になるよう推進していく。</p>

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(5) 教職員の資質能力と学校の教育力の向上
施策の方針	教職に対する愛着と誇りを持ち、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力をもった魅力ある優れた教師の確保と、多様な専門性を有する教職員体制の構築を図り、学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、子どもたちにとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会からは信頼される学校を目指し、家庭や地域社会との連携による学校の教育力の向上を図ります。 また、学校内外における安全の確保、経済面をはじめとする様々な課題を抱える子どもたちへの支援など、ソフト面・ハード面ともに子どもが安心・安全な環境で学ぶことができ、充実した生活が送れる教育環境の充実に努めます。
施策の方向性	3) 学校の教育力の向上
主な取組	①開かれた学校づくり推進と教育内容の質の向上（コミュニティスクール） ②体罰やハラスメントの根絶 ③保幼小中連携の向上と魅力ある教育活動の推進 ④教育相談体制の充実 ⑤市立学校間における生徒数の偏在解消に向けた取組みの推進
関係課	教育総務室、こども・学校サポート室、学校教育課、保育幼稚園課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
学校運営協議会の開催回数	3回	2回
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会を2回開催し、年度当初に学校経営方針等について協議し、年度末に当該年度の活動を振り返っている。その間については部会を中心に活動し、令和6年度は2回（7月8日、11月5日）部会を開催しているため、実質的には目標を上回る活動を実施した。 ・小学校での普賢寺地域における体験学習を2回実施した。 ・研修等を通じて、体罰・ハラスメントの定義を明確にし、校内での言動に対する共通理解など予防的な取組の充実を図った。 ・定期的に児童生徒へのアンケートを行い、的確に状況を把握し、早期に発見ができるよう取り組んだ。 ・幼小の円滑な接続を目指し、保幼小の教員による京田辺市幼小接続カリキュラム交流会を年3回実施した。また、園児の体験給食、出前授業等を実施した。 ・中学校の連携推進加配を活用し、小中の授業連携を実施した。また、小学校6年生を対象に体験入学、中学校教員による出前授業を実施した。 ・府費と市費を活用し、児童生徒や保護者が教育相談を受ける機会の充実を図った。 ・スクールカウンセラー会議を実施し、各校の実態を把握し成果や課題を共有することで教育相談活動に生かした。 ・学校間の生徒数の偏在を改善するために、培良中学校の特色化事業（職場体験学習の充実・部活動の充実・専任ALTの配置・英検事業の実施等）を実施した。 ・学校選択制度を利用して転入学された生徒数29名（R7.4） ・学校教育審議会より12月10日に京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について答申された。 	

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	<ul style="list-style-type: none"> ・普賢寺小学校ではコミュニティスクールの取り組みが定着しているが、他校への展開が今後の課題である。 ・体罰・ハラスメントの根絶に向けては、学校組織としての対応力強化を図ることが大切である。そのために、研修の充実や相談体制の整備を進める。 ・教育課程や指導方法、教職員の相互理解、子ども発達段階への対応などに違いがあるため、円滑な連携を図るには組織的な体制整備と継続的な交流の工夫が課題となっている。 ・培良中学校の特色化をさらに進め、体験機会の拡大や英語に親しむ機会を設け、学校としての魅力を高め、学校選択制度の活用を促す。また、答申を受けて、教育委員会としての方針を決定し、特定地域選択制度を今後導入する等、市立学校における良好な教育環境の確保に向けた対策を推進する。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成
基本施策	(5) 教職員の資質能力と学校の教育力の向上
施策の方針	教職に対する愛着と誇りを持ち、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力をもった魅力ある優れた教師の確保と、多様な専門性を有する教職員体制の構築を図り、学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、子どもたちにとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会からは信頼される学校を目指し、家庭や地域社会との連携による学校の教育力の向上を図ります。 また、学校内外における安全の確保、経済面をはじめとする様々な課題を抱える子どもたちへの支援など、ソフト面・ハード面ともに子どもが安心・安全な環境で学ぶことができ、充実した生活が送れる教育環境の充実に努めます。
施策の方向性	4) 安全・安心な教育環境の整備
主な取組	①いじめの防止・早期発見・早期解決 ②不登校児童生徒の相談体制と教育相談活動の充実 ③等しく教育を受ける福祉制度と就学援助等の支援 ④学校園施設・設備の適切な点検と計画的な整備 ⑤通学路の安全確保や安全教育の推進 ⑥災害や感染症が発生した場合の教育の継続
関係課	こども・学校サポート室、学校教育課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標		実績	
不登校児童生徒数（不登校児童生徒数の減少を目指す）	小学校	71人以下	小学校	64人
	中学校	82人以下	中学校	66人
小学校・中学校就学援助費支給率	小学校	100%	小学校	100%
	中学校	100%	中学校	100%
学校配分予算の執行率 （各小中学校の学校管理運営事業の執行率）	小学校	95.0%	小学校	97.2%
	中学校	95.0%	中学校	92.0%
小学校・中学校健康診断受診率	小学校	95.0%	小学校	98.2%
	中学校	95.0%	中学校	96.1%
学校施設長寿命化改修工事実施校舎数 （目標値は令和6年度から令和13年度までの計画着工校舎棟数 （体育館含む））	小学校	12棟	小学校	1棟
	中学校	3棟	中学校	—
学校施設包括管理の導入	導入		導入	
通学路安全推進会議の開催数	2回		2回	
安全対策実施箇所数（通学路等安全対策事業）	9箇所		10箇所	
実施内容	<p>・アンケートや面談の定期的な実施により、個々の悩みや困っていること等の実態把握に努めた。いじめ事象を把握した場合は、速やかに管理職に報告し、学校組織として対応するよう努めた。</p> <p>・京田辺市教育支援センターにおいては、施設及び相談体制の充実を行うことで、安心して活動する中で教育相談を行うことができた。保護者に対しては、教育相談事業について広く周知することで、教育相談の希望者数が増加した。また、学校支援については、教育相談や不登校の未然防止につなげるために情報交流や研修など学校と積極的に連携を図る取組を行った。さらに、児童生徒の特性や悩みを把握するための発達検査を実施し、一人ひとりのニーズに合わせた支援につなげることもできた。</p> <p>・各校では、京都府の実証事業を活用した校内教育支援センターや別室などを活用して不登校傾向のある児童生徒に対する支援を行うとともに、スクールカウンセラー等の活用を含めた教育相談体制を強化し、児童生徒の悩みを的確に把握し不登校の未然防止に努めた。</p> <p>・就学困難な児童に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等を支給した。</p> <p>・小学校における就学援助認定者数 要保護児童数 10人・準要保護児童数 566人</p>			

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校における就学援助認定者数 要保護生徒数 11人・準要保護生徒数 292人 ・市立小学校に看護師を配置し、医療的ケア児が学校で安全な生活を過ごせるよう支援した。 ・田辺小学校中校舎長寿命化改修 ・学校施設長寿命化計画改定に向けた検討 ・小中学校体育館等空調実施計画の策定 ・小中学校施設について、保守点検、修繕等の複数業務を包括的に委託し、事業者のノウハウを最大限に活用して学校施設環境の向上を図った。 ・学校給食施設整備運営庁内検討会議において今後の小学校給食施設整備の方向性を検討するとともに、学校教育審議会の答申を踏まえて大規模な開発が計画されている小学校区における校区変更案等を取りまとめた。 ・通学路安全推進会議の開催（2回） ・通学路安全点検踏査事業実施（1回） ・安全対策必要箇所 4箇所追加 ・平成24年度～令和6年度実施状況（完了140箇所・実施中6箇所・未定6箇所） ・PTA通学路安全要望について対応 ・災害や感染症の発生時には、オンライン授業やタブレット端末の活用、柔軟な教育課程編成などを通じて、児童生徒の学びを継続的に保障する体制を整えるように努める。また、タブレット端末の持ち帰るなど、日頃から非常事態の発生に対応できるように備えている。 ・学校へ予算配分を行い、各小中学校及び令和5年に設置した共同学校事務室で管理運営に要した予算の効率的な執行を実施した。 ・児童生徒の内科、歯科、眼科及び耳鼻科検診実施し、健康管理を行った。 小学生 検診延べ実施数 16,465回 受診率 98.2% 中学生 検診延べ実施数 7,444回 受診率 96.1% ・児童生徒の心臓検診を実施し、健康管理を行った。
------	---

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発するSOSを見逃さないよう校内研修等で気づきの力を向上させる必要がある。また、児童生徒がSOSを出すことができるよう環境整備を進めるようにする。 ・市教育支援センター「アイリス」、田辺中学校及び三山木小学校に校内教育支援センターを開設し、不登校児童生徒の居場所と支援の拠点として機能している。今後も市教育支援センターと各小中学校との一層の連携を図り、登校できない児童生徒が安心して市教育支援センターに通室できるように、環境面はもとより種々の体験活動や取組を行うとともに、個別の支援計画をもとに個に応じた支援を行う。また、教育相談事業においては、一層の周知を図り、児童生徒及びその保護者の不安等の解消を図っていく。 ・令和7年度中に策定することとしている京田辺市新しい学校づくりプランにより、子どもたちの安心・安全で、時代のニーズに応えることができる教育環境を整備していく。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	2 心豊かに明日を拓く学びあい
基本施策	(1) 生涯学習社会の実現
施策の方針	市民一人一人が、自己の人格を磨き、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その学びを通じ、それぞれの幸せや生きがいを感じることができるとともに、自己実現や地域のつながりの形成、地域社会での学習成果の活用に取り組むことができる社会の実現に努めます。
施策の方向性	1) 生涯学習の推進
主な取組	①情報提供と相談活動の充実 ②地域学校協働活動の推進 ③大学・学研施設等の人的・物的資源の有効活用と人材バンクの活用促進 ④ボランティア人材の育成と学習成果を生かす機会充実 ⑤生涯学習推進協力員制度の見直し検討
関係課	社会教育課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
これまで生涯学習活動を行ったことがある人の割合（目標は令和13年度数値）	85.0%	R8年度に実施予定
学習活動を通じて身につけた知識や技能について、地域や他の人のために生かしてきた人の割合（目標は令和13年度数値）	43.0%	R8年度に実施予定
人材バンク派遣数（目標は令和13年度数値）	45件	26件
京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ開催回数	5回	5回
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習事業を紹介する生涯学習だよりを年6回発行した。中央公民館及び住民センター事業のインターネット申込みを開始し、受講者の利便性の向上を図った。 ・地域学校パートナーシップ事業を全32回実施した。 ・学校が地域の様々な主体と連携し、学校を核としながら地域全体で学びを展開していく体制づくりを目指し、各学校において、地域伝統的行事等体験学習や地域スペシャリスト派遣事業を行った。（市立小学校全校及び大住中学校で実施） ・専門的な知識・技能や経験を持つ方を生涯学習指導者として登録するとともに、市民等からの要請に応じ、派遣することで、地域における生涯学習活動の支援を行った。令和6年度は制度の周知を目的として冊子を作成し、窓口に配架した。 登録者数 99人（うち令和6年度新規登録者16人） 派遣回数 26回 ・市民の生涯学習を支援するため、同志社大学との共催により、公開講座「京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ」を全5回実施した。 （受講者数405人、うち修了者73人） ・学びでつながる地域デビュー講座の実施 ・地域活動を活性化するための人材育成を目的として、講師による講義及び交流会を行った。参加者13人 ・住民センターサークルで活動しているサークル等の人材を、講師として活用し、学習成果を生かす機会を提供した。 ・区・自治会から協力員の選出が負担になっているという声を受け、令和5年度より区・自治会に適任者がいれば推薦してもらう制度に見直し、令和6年度は3名の協力員の推薦があった。 	

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
C	<p>生涯学習だよりについては、紙の使用量を削減しコストカットを図るほか、迅速により多くの情報提供が可能となることからデジタル化を推進していく。ホームページの活用等を積極的に行うことで、十分な生涯学習事業の広報を行うことができる方法の検討を行う。</p> <p>地域学校協働活動推進のため、地域学校協働本部を普賢寺小学校以外で立ち上げられるように各小学校区の現状を把握していく。</p> <p>生涯学習人材バンクの活用が少なく活用される指導者も限定されているため、市民ニーズに合った指導者が登録されるよう、また、人材バンクが活用されるよう制度の周知に努める。</p> <p>生涯学習の活性化につながるような研修会を実施し、各地域で活躍するボランティア人材を育成することで、多くの地域から生涯学習推進協力員が選出できるような方策を検討する。</p>

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	2 心豊かに明日を拓く学びあい
基本施策	(1) 生涯学習社会の実現
施策の方針	市民一人一人が、自己の人格を磨き、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その学びを通じ、それぞれの幸せや生きがいを感じることができるとともに、自己実現や地域のつながりの形成、地域社会での学習成果の活用に取り組むことができる社会の実現に努めます。
施策の方向性	2) 現代的課題等に関する学習活動の推進
主な取組	①社会教育・学校教育の連携による事業・学習機会の充実 ②現代的課題に関する学習機会の提供 ③各関係機関、団体等との連携検討
関係課	社会教育課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 地域学校パートナーシップ事業を全32回実施した。 学校が地域の様々な主体と連携し、学校を核としながら地域全体で学びを展開していく体制づくりを目指し、各学校において、地域伝統的行事等体験学習や地域スペシャリスト派遣事業を行った。(市立小学校全校及び大住中学校で実施) ・ 社会教育講座として、幅広く市民の教養を高めるために様々な分野の専門家を講師とする「中央市民大学」、高齢者の社会参加活動をを促すための「スマホ教室」、資産運用に関する知識を提供する「はじめての資産運用講座」を実施した。 ・ (再掲) 市民の生涯学習を支援するため、同志社大学との共催により、公開講座「京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ」を全5回実施した。(受講者数405人、うち修了者73人) ・ 青少年問題連絡協議会事業活動の一環として、保護者が青少年問題についての理解を深める機会とする「子育て講演会」の開催を後援した。 開催日 令和6年7月6日(土) 会場 京田辺市立中央公民館 内容 講演 演題 「言葉の重み」 講師 桂 枝女太氏(落語家) 参加者数 76人 ・ 本市における人権教育・啓発活動の一環として、全ての市民が人権について学習を深める機会とするため、「京田辺市ハートフルフェスタ」を開催した。 開催日 令和6年11月30日(土) 会場 京田辺市立中央公民館 内容 講演及びコンサート 演題 「いのちと心を伝える愛のうた」 講師 やなせ なな氏(シンガーソングライター 僧侶) 参加者数 92人 	

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	生涯学習社会の実現を目指すため、京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ、子育て講演会、ハートフルフェスタ、地域学校パートナーシップ事業を引き続き実施する。社会教育・学校教育の連携のため、地域学校協働本部を普賢寺小学校以外で立ち上げられるように各小学校区の現状を把握していく。社会教育講座の充実を図る等、現代的課題に関する学習機会の提供に取り組む。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	2 心豊かに明日を拓く学びあい
基本施策	(1) 生涯学習社会の実現
施策の方針	市民一人一人が、自己の人格を磨き、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その学びを通し、それぞれの幸せや生きがいを感じることができるとともに、自己実現や地域のつながりの形成、地域社会での学習成果の活用に取り組むことができる社会の実現に努めます。
施策の方向性	3) 社会教育関係団体等との連携と協力
主な取組	①社会教育関係団体の指導者育成 ②関係機関・団体等の交流促進
関係課	社会教育課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
-	-	-
実施内容	<p>・市民の生涯学習の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担う社会教育関係団体について、その自主性を尊重しつつ、主体的な活動ができるよう育成・支援を図るため、団体の事業に対し、補助金を交付した。</p> <p>補助金交付団体 5団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年団 ・青少年問題連絡協議会 ・地域子ども会 ・ガールスカウト ・ボーイスカウト 	

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
C	現在この取組は補助金交付のみとなっている。生涯学習を推進する上で重要な役割を果たす社会教育関係団体の定義づけを行い、市内で活動する団体の活動内容の把握をするとともに、社会教育関係団体の指導者育成のための研修機会の充実や団体間の交流を深める取組を進める。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	2 心豊かに明日を拓く学びあい
基本施策	(1) 生涯学習社会の実現
施策の方針	市民一人一人が、自己の人格を磨き、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その学びを通し、それぞれの幸せや生きがいを感じることができるとともに、自己実現や地域のつながりの形成、地域社会での学習成果の活用に取り組むことができる社会の実現に努めます。
施策の方向性	4) 社会教育施設・設備の総合的な活用
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①各施設連携による機能向上・充実 ②市民の主体的活動等に対応できる施設整備と活用促進 ③中央公民館・住民センター等での各種講座開催と生涯学習の担い手人材育成講座開催 ④図書館での資料の充実と提供 ⑤社会教育施設の課題やニーズへの対応と今後の在り方検討
関係課	社会教育課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
中央公民館講座開催回数	150回	150回
分館公民館負担金支給率	100%	100%
図書館講座開催回数（目標は令和13年度数値）	75回	37回
図書館図書貸出冊数（目標は令和13年度数値）	850,000冊	762,449冊
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・分館公民館の新築や補修等に伴う負担金等 東田辺公民館（屋根防水工事、エアコン修繕） 花住坂公民館（トイレ手摺り取付け） 松井ヶ丘公民館（エアコン更新） 天王公民館（エアコン更新、消防設備点検時不備改修） 江津公民館（外壁塗装他修繕） 一休ヶ丘公民館（エアコン更新） 同志社住宅地公民館（倉庫リノベーション） 健康村公民館（バリアフリー等工事） 薪公民館（照明LED化） 山手東公民館（屋根一部補修工事） 草内公民館（屋根等修繕工事） ただし、天王・東田辺公民館は、工事を2回実施 ・（再掲）学びでつながる地域デビュー講座の実施 地域活動を活性化するための人材育成を目的として、講師による講義及び交流会を行った。参加者13人 ・中央公民館において市民ニーズに対応した各種講座、教室を開催し延べ1,958人が参加した（21講座150回）。 ※日本語教室、いきいきチャレンジド教室含む。 ・住民センターにおいて各種講座、教室を開催した。 北部：延べ972人参加（14講座86回） 中部：延べ1,169人参加（18講座93回） ・空調設備の劣化箇所を計画的に更新するとともに、1階カウンター等照明LED化及び図書館システムの更新を行った。 ・図書館の充実に努め、図書10,787冊、視聴覚214点を購入。蔵書（点）数は372,302冊（図書359,998冊、視聴覚12,304点）となった。 ・年間貸出数延べ762,449冊、貸出者延べ137,853人 ・移動図書館は22箇所と洛南寮、留守家庭児童会10箇所を巡回 ・資料宅配119回、郵送貸出137冊を行い、点字図書32タイトルを受入れ、879冊を貸出した。 ・講座を開催。（文化講座3回64人、子どもの本の講座2回31人、映画会23回457人参加） ・テーマ展示（平和図書展等計2回）を開催した。また、福袋を作成・貸出（2回）を行い、資料の有効活用を図った。 	

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象にした本のリサイクルコーナーの常設を行い、資料の再利用を図った。 ・英語のおはなし会を再開し、子どもを対象にした映画会（1回）を行った。 ・「複合型公共施設における公民館・図書館機能について」を策定 ・公民館及び図書館機能について、複合型公共施設へ移転した際の施設運営や整備の方向性をとりまとめた。
------	--

3 評価

進捗	今後の課題・取組等
B	<p>生涯学習の機会を設けるとともに市民や団体の活動を支援するため、市民ニーズの把握に努め、中央市民大学や外国語教育、子ども体験教室など各種講座を開催するとともに、地域の市民活動拠点としての分館公民館の維持管理の支援を行う。今後の課題については、各住民センターや南部まちづくりセンターとも相互に連携を図り事業を推進していく。</p> <p>令和7年度の取組については、複合型公共施設整備基本計画が策定されることから、社会教育法の規定により制約を受ける「公民館」としての位置付けの見直しに向けての課題を整理し、関係部局との協議を進める。また、図書館は、図書貸出冊数は全国的にも減少傾向が続いており、本市も同様に減少しているため、図書館の課題の把握及び分析を行い、今後の市立図書館の運営やサービスの方向性を示すことが必要であることから、質の高い図書館サービスを提供するために、現状と課題を整理して方針となる「京辺市立図書館サービスアクションプラン」を策定する。</p>

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	2 心豊かに明日を拓く学びあい
基本施策	(2) 人権教育の推進
施策の方針	一人一人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、学校教育をはじめ生涯にわたりあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や同和問題（部落差別）など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進に努めます。
施策の方向性	1) 一人一人の尊厳を大切にす人権教育の推進
主な取組	①人権学習の学習機会の充実 ②生活の場での人権問題の解決に向けた学習活動の促進 ③人権三法の理念に基づく人権教育の推進
関係課	社会教育課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
「ハートフルフェスタ」の参加人数	80人	92人
実施内容	<p>・（再掲）本市における人権教育・啓発活動の一環として、全ての市民が人権について学習を深める機会とするため、「京田辺市ハートフルフェスタ」を開催した。</p> <p>開催日 令和6年11月30日（土） 会場 京田辺市立中央公民館 内容 講演及びコンサート 演題 「いのちと心を伝える愛のうた」 講師 やなせ なな氏（シンガーソングライター 僧侶） 参加者数 92人</p>	

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	ハートフルフェスタを行い、引き続き人権教育・啓発活動に取り組む。生活の場での人権問題の解決に向けた学習活動の促進及び人権三法の理念に基づく人権教育の推進をしていくために、事業内容について研究していく必要がある。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	2 心豊かに明日を拓く学びあい
基本施策	(2) 人権教育の推進
施策の方針	一人一人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、学校教育をはじめ生涯にわたりあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や同和問題（部落差別）など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進に努めます。
施策の方向性	2) 人権に関する多様な学習活動の充実
主な取組	①学校・地域・家庭及び関係団体と連携した人権に関する多様な取組み ②学習内容や方法の工夫改善 ③社会教育関係職員や指導者に対する研修の充実
関係課	社会教育課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
人権に関する作品展出品数	400点	378点
実施内容	<p>・市内の幼稚園、小学校、中学校から人権に関する作品を募集し、人権尊重の心を培う視点で作品展を開催した。 開催期間 令和6年12月3日（火）～8日（日） 会場 京田辺市立中央図書館ギャラリー「かなび」 出品数 378点</p> <p>・幼少期から外国人・外国語に接する機会を提供する「英語であそぼう！」や外国語や外国文化を学ぶ講座を関係団体等から講師を招いて実施し、国際理解を深める学習活動を行った。</p>	

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	人権に関する子どもの作品展を行い、引き続き人権教育・啓発活動に取り組む。他市町の取組を参考にし、学習内容や方法の工夫改善及び社会教育関係職員や指導者に対する研修を充実させていくための具体的な取組を考え実施していく。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	2 心豊かに明日を拓く学びあい
基本施策	(3) 家庭・地域社会の教育力の向上
施策の方針	すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上と、地域社会の教育力を高め、地域全体で子どもを健やかにはぐくむとともに、地域の全ての人たちが、その絆を深め、人々が互いに思いやり、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりを進めます。
施策の方向性	1) 家庭の教育力の向上
主な取組	①家庭学習に関する学習機会の充実 ②家庭教育や青少年問題の学習会や交流・相談活動推進 ③基本的生活習慣の確立や豊かな心の育成のための取組み ④家庭における読書習慣の重要性の理解促進 ⑤家庭教育に関する支援の充実と指導者の養成
関係課	社会教育課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
地域子育てセミナー開催回数（目標は令和13年度数値）	9回	1回
子育て理解講座開催回数	3回	2回
地域子育て井戸端会議開催回数	6回	8回
実施内容	<p>・地域における教育力の向上や親力を磨くこと等を目的として、地域子育てセミナー等を開催した。（各市立学校・園において、企画・実施）</p> <p>・子どもたちが将来に対して夢や希望を持つことができる社会づくりのために、同じ地域に住む大人が集い、ともに学び、認識を深めることを目的に、小学校において地域子育てセミナー（講演会）を開催した。</p> <p>実施校 1校（田辺小で1回開催）</p> <p>・子育て理解講座の実施（中学校における取組）</p> <p>中学生に対し、生命の素晴らしさや子育てに関する理解と関心を持たせ、今後の自分の生き方を考えてもらう機会となるよう、子育て理解講座を開催した。</p> <p>実施校 2校（培良中、田辺中 いずれも3年生を対象にそれぞれ1回開催）</p> <p>・幼稚園・こども園において、家庭教育や子育てについて考える機会の提供と子育て支援を目的として、保護者を対象とした地域子育て井戸端会議を開催した。</p> <p>実施園 8園（田辺、三山木、薪、普賢寺、松井ヶ丘、田辺東、草内の各幼稚園及び大住こども園 それぞれ1回開催）</p> <p>・（再掲）青少年問題連絡協議会事業活動の一環として、保護者が青少年問題についての理解を深める機会とするため、「子育て講演会」の開催を後援した。</p> <p>開催日 令和6年7月6日（土）</p> <p>会場 京田辺市立中央公民館</p> <p>内容 講演 演題 「言葉の重み」 講師 桂 枝女太氏（落語家）</p> <p>参加者数 76人</p> <p>・子どもの読書体験の原点である家庭における豊かな読書活動の支援を目的とし、「子どもの本の講座」を2回開催した。</p> <p>・おはなし会を159回実施し、お話や絵本の読み聞かせなどの体験を通じ、子どもが本や図書館に親しみをもち、読書習慣をつける機会を設けた。</p>	

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
C	<p>地域子育てセミナーの実施は、PTA活動の縮小と相まって保護者が学校に集まる機会が減っていることから、9校中1校のみとなっている。PTAや学校にお願いする方法では事業の充実が極めて困難であることから具体的な取組みにつながる検討を進める。子どもの読書量が減少しているため、第3次の読書活動推進計画を策定する中で、子どもが読書習慣を身に付ける方法を検討する。</p> <p>また、今後家庭教育に関する支援の充実と指導者の養成のための事業について他市町の状況を参考にしながら、実施に向けて社会教育委員会議等で議論を進めていく必要がある。</p>

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	2 心豊かに明日を拓く学びあい
基本施策	(3) 家庭・地域社会の教育力の向上
施策の方針	すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上と、地域社会の教育力を高め、地域全体で子どもを健やかにはぐくむとともに、地域の全ての人たちが、その絆を深め、人々が互いに思いやり、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりを進めます。
施策の方向性	2) 地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成
主な取組	①分館公民館の活用による居場所づくり ②青少年の社会参加促進のためのボランティア機会等の充実 ③様々な活動での子どもたちの役割付与とリーダー育成 ④指導者の発掘と養成や資質向上 ⑤新成人に対する社会参画の促進
関係課	社会教育課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標		実績	
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学校	府平均以上 (83.3)	小学校	85.8%
	中学校	府平均以上 (73.3)	中学校	69.0%
地域や社会で活動に参加したいと思う人の割合 (目標は令和13年度数値)	68.0%		小学校	R8年度に実施予定
			中学校	R8年度に実施予定
地域・学校パートナーシップ事業開催回数	27回		32回	
実施内容	<p>・ 将来の地域を担う子どもたちが、心豊かでたくましく成長するため、京田辺市立分館公民館等において自発的かつ主体的に実施する安全で安心な子どもの居場所づくりを行う区・自治会に対し、補助金の交付を行った。</p> <p>6地域(新田辺西住宅、水取、大住ヶ丘、山手東、同志社住宅、同志社山手)</p> <p>・ (再掲) 地域学校パートナーシップ事業を全32回実施した。</p> <p>学校が地域の様々な主体と連携し、学校を核としながら地域全体で学びを展開していく体制づくりを目指し、各学校において、地域伝統的行事等体験学習や地域スペシャリスト派遣事業を行った。(市立小学校全校及び大住中学校で実施)</p> <p>・ 地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加等により、子どもを取り巻く地域力の衰退、及び子どもの体験活動の減少に対応するため、地域住民等の参画による放課後子ども教室を市立小学校全校で延べ35回実施した。(遊びや軽スポーツ等の実施)</p> <p>・ 成年となる市民に向けて、成人の自覚を促すため、一人一人に市長からのメッセージを送付する。(821件)</p> <p>・ 二十歳の節目を迎える方の新しい門出を祝福するとともに、成人としての自覚を身につけることを目的として、京田辺市二十歳のつどいを開催した。</p> <p>開催日 令和7年1月12日(日)</p> <p>会場 京田辺市立中央体育館</p> <p>参加者 593人</p> <p>(備考) 指標目標(「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合)について 策定時には全国・学力学習状況調査の項目「今住んでいる地域の行事に参加していますか」を基にしていたが、令和6年度の全国・学力学習状況調査の項目において削除されたため、指標項目をそれに準じたものに変更している。</p>			

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
C	分館公民館の活用を推進するために分館公民館での居場所づくりに対して補助金を交付し、身近な地域での居場所づくりを推進していく。 地域社会と学校とをつなぐ事業を実施し、地域住民同士のつながりづくりや地域に貢献できる人材の掘り起こしや育成を進める。 青少年団体等へは社会教育関係団体に対する補助金の支出のみであり、青少年の社会参加促進のためのボランティア機会等の充実、指導者の発掘と養成や資質向上につながる取組として有効な手段を研究していく必要がある。

教育事務事業点検・評価シート

1 事業概要

基本方針	2 心豊かに明日を拓く学びあい
基本施策	(3) 家庭・地域社会の教育力の向上
施策の方針	すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上と、地域社会の教育力を高め、地域全体で子どもを健やかにはぐくむとともに、地域の全ての人たちが、その絆を深め、人々が互いに思いやり、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりを進めます。
施策の方向性	3) 放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進
主な取組	①留守家庭児童会運営の充実 ②子どもが自主的な活動ができる場所の提供（学習活動や地域住民との交流活動）
関係課	社会教育課

2 実施報告

施策に関する指標項目	目標	実績
放課後子ども教室事業開催校区数	9校区	9校区
留守家庭児童会開設箇所数	10箇所	10箇所
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・留守家庭児童会の開設及び施設整備を行った。 直営 8児童会 民営 2児童会 ※民営の2事業者については、運営費の補助を行った。 ・薪留守家庭児童会について、専用施設の増築を行うことで、次年度以降の定員拡大につなげた。 ・松井ヶ丘留守家庭児童会の民間委託事業者の選考 令和7年度からの運営委託にあたり、事業者の選考を実施した。 ・（再掲）地域学校パートナーシップ事業を全32回実施した。 学校が地域の様々な主体と連携し、学校を核としながら地域全体で学びを展開していく体制づくりを目指し、各学校において、地域伝統的行事等体験学習や地域スペシャリスト派遣事業を行った。（市立小学校全校及び大住中学校で実施） ・（再掲）地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加等により、子どもを取り巻く地域力の衰退、及び子どもの体験活動の減少に対応するため、地域住民等の参画による放課後子ども教室を市立小学校全校で延べ35回実施した。（遊びや軽スポーツ等の実施） 	

3 評価

進捗度	今後の課題・取組等
B	<p>放課後の子ども達が安心・安全に活動できるよう、留守家庭児童会の運営や放課後子ども教室の開催を継続して行っていく。留守家庭児童会では待機児童が発生しており、民間委託を進める事で安定的な人材確保に努めるとともに、必要な専用施設の建設を進め、安定的な運営を図っていく。</p> <p>放課後子ども教室の継続的な運営をするための検討を行うとともに、長期休業中のみ留守家庭児童会を利用する児童の受け入れができるよう取り組んでいく。</p> <p>令和7年度から開始した地域の居場所づくり補助金の利用を促進し、放課後の子どもたちの安心・安全な居場所の開設を支援する。</p>

京田辺市教育委員会事務事業点検・評価に対する意見

1 はじめに

京田辺市教育振興基本計画に掲げられた8つの基本施策に沿って、事業の実施報告と評価を基に意見を述べる。今回は、基本施策ごとに点検・評価シートが分類整理されるなど、施策をどのように進めていこうとしているかがよく見えるようになった。しかし、事業概要の主な取組には具体的な事業（予算化されたものや、予算が無くとも重点的に行ったもの）が記されていないものも多く、また施策の実現状況を示す指標項目だけではどんな事業がどのような成果を上げ、どう評価されたか見えにくい状況となっている。よって、今回提出された評価シートに加え、全国学力・学習状況調査等の結果なども参考にして、うかがい知ることのできる現状に対して意見を述べることにする。

2 基本施策および各事業について

2-1 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育の推進

学習指導について、全国学力・学習状況調査における平均正答率をみると、小学校では引き続き府の平均正答率を上回っているが、中学校では令和7年度の結果で府との差がなくなっている。また「授業の内容はよくわかりますか」の質問項目については、肯定的に回答した児童生徒の割合が、中学校数学を除いて令和6年度から大きく落ち込んでいる。これまで、本市の児童生徒は高い学力を有しているという見方をしてきているが、注視しなければならない点である。特に国語については、多くの質問項目で肯定的に回答した児童生徒の割合が全国平均を下回っており、授業や授業改善の状況について学力向上対策会議を中心に検討すべきではないかと考える。それにより具体的な事業を検討していくと良いのではないかと。教師主導の授業から学習者主体の授業へと、授業の在り方については大きな変革期にある。働き方と研修のバランスを図りつつ、校内研修や個々の教員の研修が充実することを望む。

進路指導について、コロナ禍の影響を抜け、中学校一校において職場体験が再開されたことは評価できる。大規模校においては、受け入れ事業所の確保など大変なことが予想されるが、全ての学校において実施されることを望む。「将来の夢や目標を持っていますか」の質問項目について、肯定的に回答した児童生徒の割合は、府の平均を上回っているものの、全国的にも中学校で低い割合になるこ

とに対し、地域や社会で起こっている問題や出来事を学習の題材として扱ったり、地域との協働を進めたりするなど学習の中での工夫を期待したい。

特別支援教育については、特別支援教育支援員や学級運営補助員、幼稚園での加配職員の配置など、手厚い支援がされていると推察する。また、特別支援教育研究会の活動事業も継続して取り組まれており、今後の課題に記されているとおり一人ひとりのニーズに応じた教育の充実に期待したい。さらに、外国にルーツを持つ児童生徒は今後増えていくことが予想される。母語支援員の確保もさることながら、市内のいくつかの学校で行われている翻訳アプリ活用の実証実験をしっかりとサポートし、効果が認められれば市内の他の学校へ広めていくなどの支援を検討されたい。

就学前教育については、幼小の架け橋プログラムなど円滑な接続が言われて久しい。一方で小学校低学年での暴力事象や不登校の増加が全国的な問題となっている。「幼小接続カリキュラム」実施校数について従前よりすべての学校で取り組まれていると思うが、どのような成果が表れているのか、改めて検討願いたい。

2-2 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

道徳教育については、児童生徒質問調査と学校質問調査の結果から、考え、話し合う指導の工夫に一定取り組んでいることがうかがえる。児童生徒の道徳性の伸長を測ることは困難であるが、指標項目にあげられている自己肯定感や他人を思いやる質問項目への肯定的な回答において、全国の傾向と大きな差はみられない。

人権教育に関しては、実施内容がたくさん記されているが指標項目が記されておらず、成果が見えてこない。児童生徒の人権認識や実践力を評価することは困難であるが、「人が困っているときは、進んで助ける」や「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「人の役に立つ人間になりたい」の質問項目への肯定的な回答割合は、全国の傾向と大きな差はみられず高い水準にあるといえる。一方で気になるのは「先生は、あなたの良いところを認めてくれていると思う」と「学校に行くのは楽しいと思う」の児童生徒質問調査の項目である。令和6年度と7年度どちらにおいても、肯定的に答える割合が小・中とも全国平均に比べて2～4ポイント少なく、子どもたちの自己肯定感を育む基盤となる「包み込まれているという感覚」の醸成について、教員の意識をより高める必要があるのではないかと考える。いずれにせよ、学校とともに現状を認識し、必要に応じて取り組む重点を定め、児童生徒の変容を評価する必要がある。

環境教育についても、実施内容がたくさん記されているが指標項目が記され

ておらず、成果が見えてこない。また関連する質問調査等の項目もないため、どのように評価するか検討していただきたい。

主権者教育については、指標項目に記されている「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に肯定的に答えた割合が小学校では全国と同水準で高い一方で、中学校では大きく下回っている。学校質問調査の「教科の指導に当たって、地域や社会で起こっている問題や出来事を学習の題材として取り扱った」では、「どちらかと言えば、行った」の回答が最も多いが、やはり学校が社会の窓となるべく、社会とのつながりを重視した教育活動が充実することを期待したい。また、学級活動や児童会・生徒会活動、学校行事において、児童生徒が主権者たるべく積極的に参画できる経験を積んでいけるようになればと思う。

2-3 たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

指標項目の体力テストや運動に対する関心については、中学校女子を除いては府平均を上回っている。しかし体力合計点の平均値での評価では、例えば走力・柔軟性・持久力など個別の課題が見えてこないため、どのような体力の実態にあるかを分析し、それに応じた具体的な対応が求められる。今後の課題に記されている「日ごろから運動に親しむことができる」ことについては、生涯学習にもつながる重要な視点である。今年度、猛暑の影響により体育や休み時間でのグラウンド使用が制限されている。また夏季休業中においても熱中症予防の観点から外遊びが減ってきている。このような環境変化の中、運動機会をどう確保していくか、これから大きな課題となってくることが予想される。

令和6年度は長年の懸案であった中学校給食が実施された年である。小・中学校で完全給食が実施されたことによる中学生の健康の保持増進や食育の充実に関する評価、生徒や家庭・学校への影響等を分析すべきである。

2-4 社会の変化に対応する教育の推進

令和6年度実施の児童質問調査の結果では「英語の勉強は好きですか」の質問に肯定的に回答する児童の割合が全国平均を下回っている。身近な外国人であるALTとのふれあいや外国および外国語への関心を高める外国語活動や授業の改善を進め、幼児・児童生徒の主体性を高めることが何より重要である。評価を基にしたALTの効果的な活用や、令和7年度生徒質問調査の結果も踏まえた授業改善を一層進めていただきたい。

情報教育については、児童生徒質問調査や学校質問調査から、PC・タブレット

などの ICT 機器が授業の中で非常に活用されていることが分かる。教員への研修機会やサポート体制についても肯定的な回答が多く、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向け、現在の ICT 環境を維持・充実してほしい。

2-5 教職員の資質能力と学校の教育力の向上

教職員の資質能力の向上には校内での授業研究などの研修が欠かせない。学校質問調査では、小学校においては校内研修が活発に行われている一方で、中学校ではあまり行われていないことが分かる。奨励すべきとされている校外での研修については、小・中ともにあまり行われていない。今後の課題では「各校でより積極的な研修への参加を増やす」と記されているが、具体的な方策は書かれていない。働き方の工夫とともに学び続ける教員をどう支えていくかが問われているのではないかと。

学校の教育力は単に学力のみで測ることはできない。児童生徒が、どれだけ学校生活に満足を感じているかも大きな指標となるであろう。注目したいのは「先生は、あなたの良いところを認めてくれていると思う」と「学校に行くのは楽しいと思う」の質問調査の項目である。令和6年度と7年度どちらにおいても、肯定的に答える割合が小・中とも全国平均に比べて2～4ポイント少ないことが気になる。似た質問項目の「国語の授業で、先生は、あなたの良いところや、前よりもできるようになったところはどこかを伝えてくれる」でも、小・中ともに全国平均を大きく下回っている。近年、増加傾向が止まらない不登校の問題について、児童生徒の学校への安心感や満足感は大きな鍵となると思われることから、分析と対応方策について検討をお願いしたい。

不登校の問題については、教育支援センターや校内教育支援センターの利用が進み、市全体の不登校児童生徒数が減少していることは評価したい。ただし不登校児童生徒数については、別室登校や部分登校、センター利用により出席日数が確保できている児童生徒など潜在的な不登校児童生徒数を把握しなければ全体像は見えてこない。各センターでの取組の成果を各校へ波及すると同時に、前述した内容と重なるが、不登校を生み出さない学校・学級づくりの推進に努力をお願いしたい。また昨年度も意見を述べているが、健康診断事業については、多様な学びの場の確保が進められている中、フリースクール等に通う児童生徒であっても、健康診断につなぐ方策を検討していただきたい。

培良中学校では学校選択制度が開始され、この制度により、令和7年4月には29人の生徒が培良中学校に転入したことは、生徒数の偏在解消の点で大いに評価したい。ただし学校の特色化がどのように進み、生徒はどの程度満足しているかなど、指標項目を定め評価すべきと思う。また現在策定が進められている

「京田辺市新しい学校づくりプラン」による教育環境整備については、大いに期待したい。

2-6 生涯学習社会の実現

仕事や生活など社会環境が大きく変化する中、これまで行ってきた生涯学習の取組については時代と合わなくなってきたてはいないか。オンラインで様々な講座や情報にアクセスできる現在、市民ニーズは何なのかをしっかりと把握する必要がある。また、社会教育団体等の現状把握なども必要であるとする。長年続いている事業についても、今一度成果や課題を整理し、真に必要な市民や団体に支援が届くよう、未来を展望し実態に即した事業の再構築をお願いしたい。

市民が身近に利用する分館公民館の施設整備が行われていることは評価したい。市民が日常的に寄り合える生涯学習の一拠点として活用が促進されることを期待したい。

図書館については、貸出冊数が減少しているため、対策を講じられたい。児童生徒質問調査の「読書は好きですか」の質問項目の結果からも、読書離れの傾向がうかがわれる。図書館を核として、幼稚園・保育所・こども園や学校教育と連携した読書習慣を身に付ける取組が必要ではないか。また、複合型公共施設を視野に入れた「京田辺市立図書館サービスアクションプラン」の策定において、よりよい方針が示されることに期待したい。

2-7 人権教育の推進

例年どおり「京田辺市ハートフルフェスタ」と人権作品展が実施されている。参加人数をどうとらえるのか、幼児・児童生徒の人権意識の向上につながっているのかなど、今後の課題に記されているとおり「事業内容について研究していく必要がある」と考えられる。より広範な市民に届く事業を検討されたい。

2-8 家庭・地域社会の教育力の向上

今後の課題に記されているとおり、地域子育てセミナーについては各PTAが担うことに限界がきていると思われる。PTAの在り方は近年大きく変わってきており、ニーズの把握と担い手については検討を要する課題となっている。

家庭の読書については、児童生徒質問調査に参考すべき項目がある。「学校の授業時間以外に、普段、一日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」では、令和7年度「全くしない」と回答した児童生徒の割合が小学校で34.6%、中

学校で42.9%となっている。これまで各学校では朝読書の活動を重視してきたことを考えると、驚くほど高い割合である。様々なメディアがあふれる中、幼児期から学齢期にかけての読書体験をどう豊かにしていくかを考えなければならない。

地域社会の教育力の向上に関しては、児童生徒質問調査に参考にすべき項目がある。「地域の大人に、授業や放課後などで勉強やスポーツ、体験活動にかかわってもらったり、一緒に遊んでももらったりすることがある」の質問項目では、肯定的な回答をした児童生徒の割合が、小学校で35.8%、中学校で31.7%となっており、小学校段階から親と教員以外の大人との関わりが少ない現状にある。地域を離れた勤務地であったり共働きであったりと、保護者自身も地域と関わる機会が少なくなってきた中、子どもも含めた地域のつながりをどう生み出していくかは未来に向けての大きな課題である。

3 おわりに

社会が目まぐるしく変化し、子どもを取り巻く環境もまた大きく変化する中で、令和6年3月に策定された京田辺市教育振興基本計画は確かな羅針盤として本市教育の進むべき方向を示している。しかしながら、取組内容が総花的になっていることから、一步一步確実に進んでいくためには、現状に基づいた事業の重点化を行いながら、計画的に進めることが必要であろう。

令和6年度は、中学校給食や培良中学校の学校選択制度がスタートした年である。これらの大事業に対して、成果と課題を詳しく示すことが重要であり、特に学校選択制度についての初年度の評価は、今後の特定地域選択制度に大いに役立つものと考えられるので、しっかりと整理を行うべきと考える。

子どもや学校の現状（課題）に対し、どのような事業を行うか。そして、その変容（成果）を問うことにより、教育行政の真価が問われると思う。次年度以降においては、予算に関わらず、教育行政が何に力を入れ、どのような成果があり何に課題が残ったのかが見えるような報告を期待したい。

令和7年11月6日

京都教育大学大学院連合教職実践研究科

教授 小長谷 直樹